

令和7年度第1回個人住民税検討会

日時：令和7年8月26日(火)15:30～

場所：総務省1階 低層棟102会議室

1 開会

2 議題

- (1) 地方税制のあり方に関する検討会における議論の状況
- (2) 個人住民税における現年課税化
- (3) 出国者等に係る個人住民税の調査等

3 閉会

(配布資料)

- 資料1 令和7年度個人住民税検討会開催要綱
- 資料2 令和7年度個人住民税検討会構成員名簿
- 資料3 地方税制のあり方に関する検討会 道府県民税利子割に関する中間整理（概要）
- 資料4 地方税制のあり方に関する検討会 道府県民税利子割に関する中間整理
- 資料5 個人住民税における現年課税化
- 資料6 出国者等に係る個人住民税の調査等

令和 7 年度個人住民税検討会 開催要綱

1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。

こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3. 検討項目

これまでの個人住民税の主な改正を踏まえ、今後の中長期的な課題（現年課税化等）の分析や構成員等からの事例発表を交えながら議論する。

4. 構 成 員

別紙のとおり。

5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

6. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

7. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

令和7年度個人住民税検討会構成員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授	
うお 魚	ずみ 住	やす 康	ひろ 博	日本経済団体連合会経済基盤本部長	
か 加	とう 藤	まさ 正	とし 敏	日本商工会議所理事・産業政策第一部長	
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
こ 小	にし 西	あん 杏	な 奈	専修大学経済学部准教授	
さい 齊	とう 藤	ゆ 由	り 里	え 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まき 巻	あや 綾	み 望	同志社大学大学院司法研究科教授	
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授	
しば 柴	た 田	たか 隆	ゆき 之	横浜市財政局主税部税務課長	
すえ 末	よし 吉	もと 幹	ひさ 久	日本税理士会連合会調査研究部長	
とき 鴫	た 田	きよし 聖		松戸市財務部審議監兼税制課長	
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座 長)	関西大学経済学部教授	
ふじ 藤	はら 原	とし 敏	ゆき 行	兵庫県猪名川町企画総務部税務課長	
やま 山	ぐち 口	よし 最	たけ 丈	地方税共同機構理事兼事務局長	

与党税制改正大綱を踏まえ、道府県民税利子割の課税団体とあるべき税収帰属地との乖離が生じている状況に対応するための方策について検討を行った。その概要は以下のとおり。

道府県民税利子割における現状と課題

- 利子割は、納税義務者の住所地(あるべき税収帰属地)と預貯金の口座所在地が概ね一致するとの制度創設時の考えから、住所地課税の例外として、**預貯金の口座所在地都道府県**で課税
- 近年、インターネット銀行の伸長等の経済社会の変化により、あるべき税収帰属地と課税団体との間に乖離が生じる構造となっている

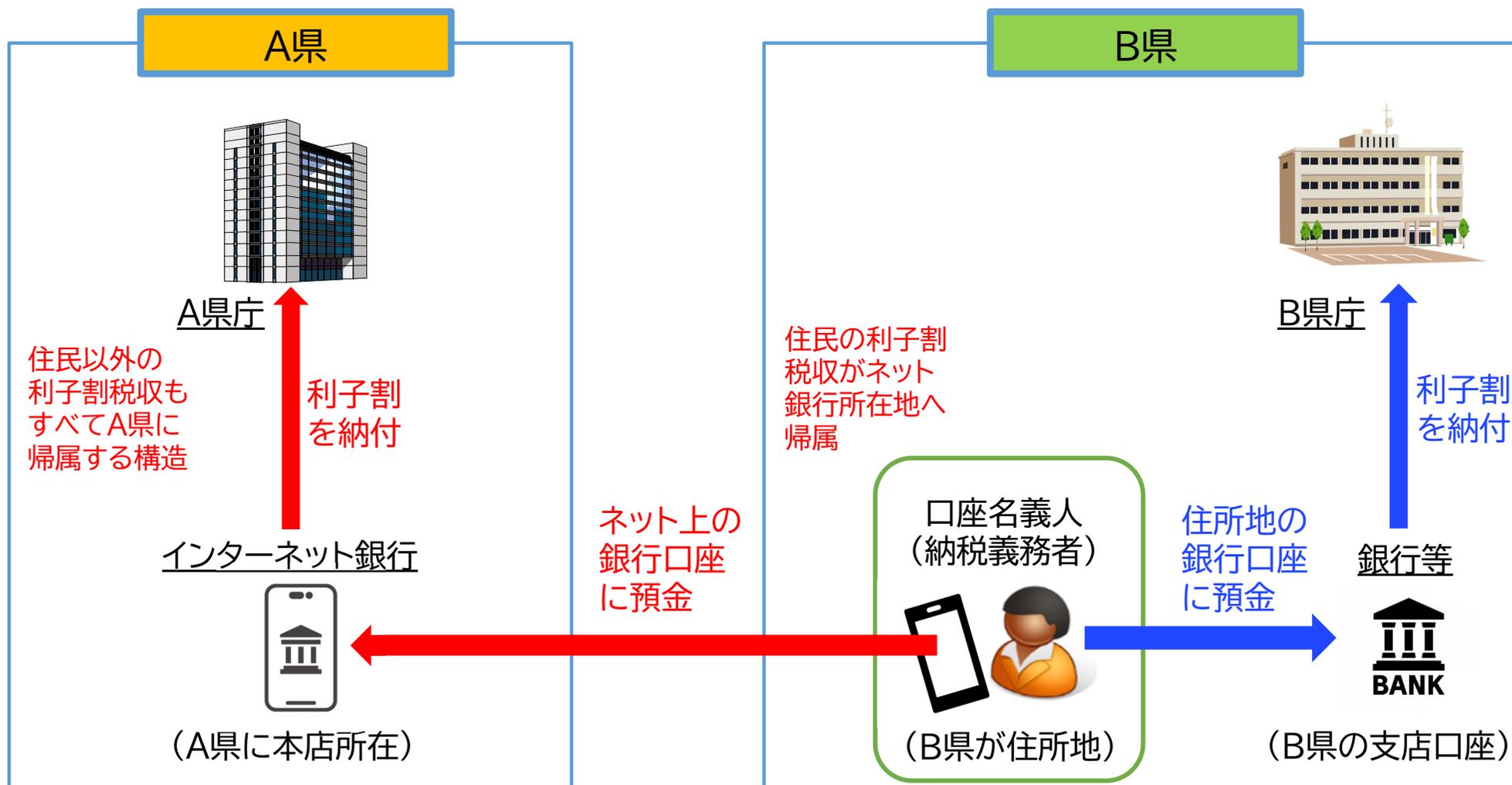
- 利子割税収の東京都シェアは令和4年度～令和6年度(速報値)で40%超の状況が継続
 - 他の個人住民税(所得割・配当割・株式等譲渡所得割)はいずれも近年20%程度で推移
 - 住所地都道府県別の預貯金額シェアの推計値も近年15%程度で推移
- 本店以外の営業所等を持たない「インターネット銀行」の口座や実店舗が存在しない支店である「インターネット支店」に紐付いた口座に係る利子割は、口座開設者の住所地にかかわらず、本店所在地に納入される構造

具体的な対応策・清算制度の導入

- まずは住所地課税の実現が検討されるべきだが、金融機関・地方団体の事務負担や所得税を含めた利子課税全体の合理性を踏まえ、直ちに実現することは困難
- 利子割の現状に早急に対応するため、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、**清算制度を新たに導入すべき**
- 清算基準は、信頼性、安定性、簡素さ等が求められるところ、利子等の発生源である預貯金との相関がある、**住所地ベースの所得に関する課税データを用いることが考えられる**
- 詳細については、実務的な観点から、地方団体の事務負担に配慮し検討することが望ましい

利子割における税收帰属の適正化に係る対応

- 道府県民税利子割について、課税団体(金融機関等の営業所等所在地)とあるべき税收帰属地(納税義務者の住所地)との間に乖離が生じる構造となっている。
- この乖離を都道府県間で調整するための地方税制上の措置として「清算制度」を導入すべき。
- 清算基準は、利子等の発生源である預貯金との相関が見られる所得に関する課税データを用いることが考えられる。



地方税制のあり方に関する検討会 道府県民税利子割に関する中間整理

1. 道府県民税利子割における現状と課題

(1) 制度の意義、経緯

道府県民税利子割（以下「利子割」という。）は、所得税において確定申告がなされない普通預金の利子等について、個人住民税が非課税となっていた課題¹に対応するため、昭和 62 年度税制改正によって創設されたものである。具体的には、個人が支払を受ける利子等²を課税対象とし、これらの利子が支払われる際にその支払をする金融機関等が 5% の税率により利子等を特別徴収することで課税関係を完結させる、いわゆる源泉分離課税方式による課税を行なうものである。また、都道府県に納入された利子割の 5 分の 3 は、個人の道府県民税の額（均等割と所得割の合計額）に応じて市町村に交付される仕組み（利子割交付金）となっている。【資料 1、2】

利子割を含む個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格（負担分任の性格）を有しており、納税義務者である個人の住所地で課税されることが原則である。そのため、均等割及び所得割については、住所地の市町村及び都道府県で、配当割及び株式等譲渡所得割については、住所地の都道府県で課税することとされている。【資料 3】

こうした個人住民税の性格を踏まえ、例えば、所得割は各地方団体に住所を有する者（住民）が獲得した所得に基づいて課税するものとなっている。同様に考えると、利子所得についても、それぞれの住民がどれだけの利子所得を獲得したかに基づいて課税することが合理的である。したがって、利子割の「あるべき税収帰属地」は、預貯金等から利子等を獲得している者の住所地ということになる。

一方、利子等に対する課税では、所得税において、源泉分離課税が採用され、納税義務者ごとの情報を記載した支払調書の提出が不要とされている。そのため、利子等に対し個人住民税を住所地課税として課する場合には、特別徴収義務者である金融機関等に、支払利子等の全てについて利子等の支払を受ける者の住所地ごとに区分して支払調書の提出を義務づける必要があるが、利子等の支払件数が膨大であることに鑑みれば、支払調書の提出義務を負う特別徴収義務者の事務負担が非常に大きなものとなる。

利子割の制度創設時には、特別徴収義務者にこうした事務負担を課することが現

¹ 利子割創設以前の個人住民税における利子所得課税は、昭和 27 年度以降、所得税において総合課税が選択された場合のみ課税となり他の場合は非課税となっている場合か、利子所得について非課税となっている場合が続いており、所得税の課税制度の変遷によって一部課税できない場合が生じ得る仕組みであった。

² 制度創設時には、利子割は個人・法人の区別なく課税し、法人については、法人の課税所得に利子も含まれることから、二重課税を排除するために、課された利子割額を法人住民税から控除する仕組みとなっていた。平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子等については、利子割の対象を個人が支払を受ける利子等とし、法人に係る利子割及び法人住民税からの利子割額の控除は廃止された。

実的ではなかったことに加え、一般的に、預金は日常生活に密着したものであり、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であることから、都道府県単位で考えた場合、ほとんどの納税義務者の住所地とその利用する金融機関等の営業所等の所在地は一致するものと考えられていた。そのため、利子割については、住所地課税の原則の例外として、利子等の支払等をする者の営業所等の所在地（預貯金口座の所在地）都道府県で課税する制度とされ、現在に至っている。【資料4】

（2）利子割の税収帰属に関する分析

【利子割の税収帰属の変化】

利子割創設時には、営業所等所在地の都道府県での課税であっても、個人住民税のあるべき税収帰属地である預金者等（納税義務者）の住所地と概ね一致すると考えられていたが、近年、大きな変化が生じていると思われる状況が見られる。例えば、全国の利子割税収に占める東京都のシェアは、従前、約20%前後で推移していたが、令和4年度・令和5年度と連続で40%を超えるまでに急増している。加えて、令和6年度決算見込額の数値でも、利子割税収に占める東京都のシェアは、引き続き40%を超える水準となることを見込まれる。これは、利子割以外の個人住民税である所得割・配当割・株式等譲渡所得割に係る東京都のシェアが従来から約20%前後で推移していることや、全国の人口に占める東京都のシェアが約11%であることを踏まえると、本来、東京都以外の道府県に帰属すべき利子割税収が東京都に帰属していることを推測させる状況であると考えられる。【資料5】

また、利子割の課税対象となる都道府県ごとの利子等の額を統計データ等で正確に把握することはできないが³、全数調査ではないものの、全国家計構造調査⁴や家計調査⁵における1世帯当たりの預貯金額を、住民基本台帳上の世帯数に関する都道府県別データと組み合わせることで、利子等の大宗を占める預貯金利子が生じる預貯金の住所地都道府県ごとの額を推計することができる。

この住所地都道府県ごとの預貯金額の推計値を見ると、令和4年から令和6年までの家計調査を基に推計した東京都のシェアは約15%程度であって、先述した利子割税収の東京都シェアと大きく乖離している。同時に、東京都以外の道府県では、利子割税収シェアが預貯金残高シェアに達していないものも見られる。【資料6】

【インターネット銀行等の伸長と利子割への影響】

情報通信技術の発展とその利活用の進展に伴い、銀行窓口やATMを利用しないインターネットバンキングが急速に発展している。こうした中、実店舗を有さない、いわゆる「インターネット銀行」の利用が拡大している。また、都市銀行などの本店以外の営業所等を有する銀行であっても、実店舗が存在しない支店として、いわ

³ 都道府県別預金を示す統計として、日本銀行の「都道府県別預金、現金、貸出金調査票」があるが、当該調査は預入者が所在する都道府県にかかわらず、預金受入店舗（口座所在地）の都道府県として集計されているため、住所地都道府県ごとの預貯金額の把握は難しいと言える。

⁴ 5年ごとに実施される全国約9万世帯を対象とした抽出調査であり、本検討の参考となる指標として、都道府県別の1世帯当たりの預貯金額等のデータが把握可能

⁵ 毎月実施される全国約9千世帯を対象とした抽出調査であり、本検討の参考となる指標として、都道府県庁所在地別の1世帯（2人以上世帯）当たりの預貯金額等のデータが把握可能

ゆる「インターネット支店」を置いている例も見られる。

営業所等を持たないインターネット銀行で口座を開設する場合、当該口座に係る利子割の課税団体となる営業所等所在地は、本店の所在地となる。そのため、インターネット銀行の口座を持つ個人が当該口座で支払を受ける利子に係る利子割は、当該個人の住所地にかかわらず、全て本店所在地の都道府県に納入されることとなる。

また、インターネット支店に紐付いた口座⁶についても、インターネット銀行の口座と同様に、その口座において個人が支払を受けた利子に係る利子割は、当該個人の住所地にかかわらず、全て当該銀行の本店等インターネット支店の利子等を取り扱う営業所等の所在地都道府県に納入されることとなる。【資料7】

ここで、主要なインターネット銀行10行⁷の預金残高の推移をみると、平成30年度から令和5年度までの間で約121%の増となっている。これは、個人の預貯金残高全体が約14%の増であることに比して大きなものであると言える。【資料8】

また、主要なインターネット銀行10行の預金利子に係る利子割税収に対する寄与を見ると、平成30年度には、国内銀行の預貯金利子に係る利子割に占めるインターネット銀行10行に係る利子割の割合は約2%であったのに対し、令和5年度と同割合は約17%となっている。令和5年度において、個人に係る預貯金残高約1,000兆円のうちインターネット銀行の預金残高は約35兆円であり、インターネット銀行の預金残高が全体に対して占める割合は決して大きいとは言えないが、一部のインターネット銀行では、都市銀行等に比べて顧客に有利な金利を設定している例があり、そうしたことが、利子割税収に影響してきたものと考えられる。【資料9】

金利については、マイナス金利政策が解除され、「金利のある世界」となってきた中で、金利に関するインターネット銀行の優位性は、相対的に縮小する可能性もあるが、依然として、一部インターネット銀行においては、高い金利設定により、顧客獲得を狙う動きが見られているほか、手数料などで他の銀行より有利な条件を設定しているなど、口座数・預金残高の増加に取り組んでいる様子が見られる⁸。

また、国内銀行全体で実店舗が減少傾向にあり、実店舗を有する銀行においてもインターネット支店の例をはじめ、インターネット上での取引にも力を入れる動きが見られている⁹。

これらの事実や、今後わが国の経済社会のデジタル化が進展すると考えられることを踏まえると、今後も、インターネット銀行等の実店舗に紐づかない銀行利用が拡大していくものと考えられる。

⁶ インターネット上で口座開設をした場合であっても、金融機関によっては実店舗に紐づいた口座を選択可能な場合もあり、インターネット上でのサービス利用の全てが「インターネット支店」に該当するものではない。

⁷ 楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行の10行。各社HPから各年度末時点の預金残高を参照。

⁸ インターネット銀行各行の中長期目標等において口座数の目標を設定しており、目標達成のため、高い金利設定に加え、例えば特定の条件達成時の振込やATM利用手数料の無料回数を増やすなどの取組が見られる。

⁹ 実店舗を有する銀行においても、インターネット支店の例に加え、ポイント還元や他社（証券等）との連携などの取組が見られる。

そのほか、預貯金利子以外の利子等でも、一時払養老保険等の差益に係る利子割¹⁰の納入先は、当該差益の支払の請求受付事務等を行う営業所等の所在地都道府県となっていることから、支払関係の業務を本店で一括して行っている保険会社や、実店舗を持たない保険会社が取り扱う当該差益に係る利子割は、本店が所在する都道府県に納入される仕組みとなっており、預貯金利子と同様の課題が生じている。こうしたことも、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地である住所地との乖離が生じている要因の一つであり、現在の利子割税収の帰属に影響を及ぼしていると考えられる。【資料10】

(3) 課題への対応の必要性

(2) のとおり、インターネット銀行等については、納税義務者である口座開設者が全国のどこに居住しているかにかかわらず、インターネット銀行等の預金に係る利子割が、全てインターネット銀行等の本店所在地に納入される仕組みとなっており、こうした業態は、住所地の近くの実店舗における口座開設や金融サービスが主体であった利子割創設当時には想定されていなかったものである。

インターネット銀行等を利用したサービスの利便性等のメリットの高さやわが国の経済社会全体でデジタル化が進んでいくことを踏まえると、今後もインターネット銀行等の影響等により、利子割の課税団体（営業所等の所在地）とあるべき税収帰属地（預金者等の住所地）との乖離が生じる構造は継続するものと考えられる。

このため、この構造的な課題に対して、制度的な見直しを検討することが必要である。また、「金利のある世界」の復活により利子割税収の急増が見込まれるため、この検討は、慎重かつ早期に行なわれる必要がある。

2. 具体的な対応策

(1) 住所地課税

1. (1) のとおり、利子割は個人住民税の一部であり、本来、納税義務者の住所地で課されるべきものであるところ、現実的かつ実行可能な制度として、営業所等所在地の都道府県で課税する方式が選択されたものである。こうした制度創設の背景を踏まえると、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離している状況に対し、何らかの制度的な対応を検討するに当たって、まずは、住所地課税の実現が検討されるべきである。

一方、利子割において住所地課税の実現を検討するにあたっては、制度創設時にも検討されたとおり、特別徴収義務者や地方団体の事務負担を考慮する必要があるほか、所得税・個人住民税を通じた利子課税全体の合理性を損なわないことが求められる。

【特別徴収義務者・地方団体の事務負担】

本検討会において、仮に住所地課税とした場合の事務負担等について、金融機関

¹⁰ 初回の支払時に保険会社へ一括で保険料等を支払う形式の保険で、保険期間が5年以下のもの又は5年を超えるもので5年以内に解約されたものに係る差益が利子割の課税対象となる。

及び地方団体からヒアリングを行った。

利子割の特別徴収義務者となる金融機関からは、住所地課税とした場合、大規模なシステム改修が必要となり、それに伴うコストが大きいことや、金融機関によっては勘定系を含めた関連システムの更改などで開発凍結期間が発生する場合があることから、全金融機関の対応完了までは相応の準備期間を要することとなるといった意見があった。また、現在、営業所等所在地ごとに集計・出力している帳票を口座保有者の登録住所ごとに集計・出力する方式に変更する必要があるなど、事務フローについても大幅に見直す必要があるほか、営業所の所在する都道府県が限られている地方銀行等については、営業所のない都道府県に対して新たに納入する必要性が生じるため、事務負担が増加するといった意見もあった。【資料11】

地方団体からは、住所地課税とした場合、利子割の徴収を担う金融機関等が区域外にも広がることに伴い、申告受付や審査等の事務負担が増加するほか、特別徴収義務者の管理のためのシステム改修が必要となるといった意見があった。【資料12】

こうした事務負担の課題については、時間やコストを度外視すれば、対応することが不可能とまでは言えないが、依然として、金融機関・地方団体の双方にとって、住所地課税への転換は相当に大きな事務負担の増加を伴うものと考えられる。また、特にこれらの事務負担は、所得税の利子課税には不要であり、利子割の税収帰属の適正化のためだけに必要となる点にも留意が必要である。

【利子等に対する課税全体の合理性】

また、利子割の課税対象である利子等は、所得税において、納税義務者の住所等の告知義務や源泉徴収義務者の法定調書提出義務の対象外とされ、源泉分離課税で完結する仕組みにより課税されている。

利子割について住所地課税を実現するためには、納税義務者ごとの利子等の受取額や住所地等を把握するために、新たに、納税義務者から特別徴収義務者への住所等の告知義務¹¹や法定調書の提出義務等を地方税制度において独自に課す必要が生じることとなる。これは、所得税における利子課税で、上記のような仕組みを採っている利点を損なうものであり、納税義務者及び特別徴収義務者に新たな負担を生じさせ、所得税・個人住民税を通じた利子課税全体の合理性を損なう可能性もある。

【住所地課税の継続的な検討と現実的対応の必要性】

住所地課税を実現する場合には、こうした実務上・制度上の様々な課題があるところ、直ちにこれらの課題を解決することは困難であると考えられる。

利子割のあるべき課税方式は住所地課税であるとの基本的考え方は維持しつつ、その実現については、中長期的な視点から引き続き、所得税も含めた金融所得に対する課税のあり方に係る議論や税務行政のデジタル化の動向を踏まえ、検討される

¹¹ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）上、預金口座の開設や200万円を超える大口現金取引等の特定取引を行う際には顧客等の氏名・住居・生年月日等について確認しなければならないこととされている。一方、所得税法上義務付けられている納税義務者の住所等の告知は、利子等又は配当等の支払の確定する日までに行わなければならないとされている。

べきである¹²。

一方で、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離しているという課題が、現に発生し、今後も継続することが見込まれる状況下においては、できる限り早期に、こうした課題に対応することが求められる。

したがって、税収帰属を適正化するための現実的な対応として、住所地課税の実現以外の方策を検討する必要がある。

(2) その他の方策

前述した利子割のあるべき課税方式は住所地課税であること及び利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離しているという課題にできる限り早期に対応することという2つの要請に対応するためには、現行制度をできる限り維持しつつ、必要な見直しを図ることが求められる。具体的には、道府県民税の一部であるという位置付けや、預貯金の口座所在地の都道府県で課税するという仕組みについては、現行制度を維持しつつ、課税団体とあるべき税収帰属地との乖離を調整する仕組みを導入することが考えられる。

現行の地方税制度においては、課税団体とあるべき税収帰属地とを一致させることができない場合に、税収帰属を適正化するための制度としては、地方消費税における清算制度がある。

地方消費税においては、あるべき税収帰属地は最終消費地の都道府県である一方、実際の課税団体は本店等所在地の都道府県となっている。課税団体を最終消費地の都道府県とするには膨大な課税取引ごとに県境税調整を行う必要があるなど、あるべき税収帰属地を課税団体とすることが困難であるため、平成9年の地方消費税創設当初より清算制度を導入し、各都道府県が他の都道府県に清算基準に基づく所要額を払い込むことで、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を調整している。

このように、清算制度は、あるべき税収帰属地を課税団体とすることが現実的に困難であるなど、課税団体とあるべき税収帰属地との間に乖離が生じる課税方式となっている場合に、地方団体間でこの乖離を調整する地方税制上の仕組みとして導入され得るものと考えられる。【資料13】

こうした地方消費税における清算制度導入の考え方を踏まえ、利子割への清算制度の導入について検討すべきである。

なお、別の方策としては、利子割をすべて国税化した上で、一定の基準に基づき譲与税として配分することで調整する方法も考えられる。

しかしながら、個人住民税は、その担税力の指標として、個人が稼得する経済的な価値である所得を、できる限り広く、包括的に捉えるという考え方を基本としている。そのため、個人の所得のうち、利子等だけを個人住民税の課税対象外とすることは、制度の基本的なあり方として適切ではない。

また、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税で賄うことが原則であり、まずは地方税の枠組みの中で制度的な解決が可能かどうかの検討が

¹² 例えば、ヒアリングにおいて指摘された、営業所等のない都道府県への納入については、eTAXにおける共通電子納税の仕組みを活用することで、簡素化される可能性がある。

必要と考えられる。

以上の2点の理由から、譲与税制度による対応は適切ではないと言うべきであろう。

3. 清算制度の導入

(1) 考え方

利子割については、1.(1)のとおり、あるべき税収帰属地である住所地ではなく、営業所等所在地を課税団体としているが、制度創設時には、この「住所地」と「営業所等所在地」が概ね一致するものと考えられたことから、地方消費税における清算制度のような特段の措置は講じていなかった。

しかしながら、1.(2)(3)のとおり、その後の経済社会の構造変化により、利子割創設当時と異なり、利子割の課税団体となる営業所等所在地とあるべき税収帰属地である住所地との乖離が生じる構造を持つ、インターネット銀行等の業態が伸長している。実際に足もとの利子割税収においても、あるべき税収帰属との乖離が顕在化している。さらに、こうした状況は構造的なものであり、今後も継続することが見込まれるものである。

加えて、2.(1)のとおり、現時点では、利子割において直ちに住所地課税を実現することには課題があり、現在の状況に対して早期に対応するための別の方策が求められるところである。

このように、利子割についても、地方消費税と同様に、あるべき税収帰属地を課税団体とすることが現実的に困難であり、かつ、近年における経済社会の構造変化により、制度創設時と異なり、課税団体とあるべき税収帰属地との間に乖離が生じる構造となっていることから、地方団体間でこの乖離を調整する地方税制上の仕組みとして、新たに清算制度を導入すべきである。【資料14】

もちろん、制度創設当初から清算制度が組み込まれた地方消費税と、清算制度のない課税方式が採用されてきた利子割とを同列に扱うことはできないが、前述した住所地課税の困難と、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が発生する構造の存在は、利子割に関して現時点で、後発的に清算制度を採用すべき理由として十分なものであると考えられる。

(2) 清算基準

【清算基準の要件】

利子割に清算制度を導入する場合の清算基準については、個人住民税の基本的性格やあるべき税収帰属地との関係を踏まえつつ、適切な指標を検討する必要がある。

この場合、地方消費税における清算基準の場合と同様に、清算基準は地方団体が徴収した税をあるべき税収帰属地に帰属させるものであることから、基準に用いる指標には、信頼性、安定性、簡素さが求められるほか、納税義務者や地方団体の理解が得られるものである必要がある。地方消費税は、都道府県ごとの消費に相当する額を清算基準とし、その具体的な指標として「経済センサス活動調査」及び「国勢調査」のデータが用いられているが、これらの統計はいずれも国が全数調査とし

て実施しているものである。【資料 15、16】

【利子割における清算基準】

利子割は、個人が支払を受ける利子等に課税するものであることから、清算に際しても、まずは、納税義務者である個人の住所地都道府県ごとの利子等の額に基づき清算することが考えられる。しかしながら、データ上の制約により、現状、住所地都道府県ごとの利子等の額そのものを把握することは困難である。

次に、利子等との関連が高いと考えられる指標として、利子割の対象である利子等の大宗を預貯金利子が占めることから、住所地都道府県ごとの個人の預貯金額に関する指標を用いることが考えられる。これについては、全国家計構造調査や家計調査における都道府県ごとの1世帯当たりの預貯金額から推計することができる。しかしながら、これらの調査は抽出調査によるものであり、地方消費税の例を踏まえると、実質的に税収の帰属先を決めるものである清算基準としては、抽出調査による調査結果から推計したデータを基準として用いることは適当とは言い難いものと考えられる。

そのほか、年間の収入・所得のうちの一部が預貯金等の貯蓄となり、そこから利子等が発生するという関連性が想定されることから、都道府県別の個人の収入・所得に関連する指標を用いることも考えられる。

これについて、全国家計構造調査における1世帯あたりの年間収入と預貯金などの貯蓄との関係性を見ると、年間収入が上がるにつれて、貯蓄の平均額も上がる傾向が見られるなど、収入と貯蓄には一定の相関性があると考えられる¹³。【資料 17】

収入・所得に関連する指標として、国が全数調査により実施しているものとしては、個人住民税に関する課税状況調や決算のデータがあり、住所地都道府県ごとの所得金額や所得割額等のデータが活用可能である。なお、個人住民税に係る住所地都道府県ごとの所得金額や所得割額の分布と、全国家計構造調査や家計調査から推計した住所地都道府県ごとの預貯金額の分布には一定の相関性が見られる。【資料 18】

また、利子割については、都道府県が、納入された利子割の一部を当該都道府県内の市町村に利子割交付金として交付することとしているが、この利子割交付金の算定においては、制度創設時より、各市町村に係る個人の道府県民税収入決算額（決算額の合計額に対する割合の前年度以前3年度分の平均値）を用いている。このため、地方団体において、利子割の税収帰属先を個人住民税に関するデータに基づき決定することは、市町村への帰属について既に定着している。

なお、利子割交付金については、同一都道府県内での交付であるため、道府県民税収入決算額としているところ、個人住民税の税率は「標準税率」であるため、都道府県間の清算の基準に道府県民税収入決算額など税額を用いた場合には、地方団体ごとの条例で定める税率の差異が清算基準に影響するほか、各種控除や減免措置も清算基準に影響するものであることに留意が必要である。

¹³納税義務者数の9割以上を超える年収1,000万円以下の所得層においては、特に高い相関性を持っていると考えることができる。

(3) その他の検討事項

利子割に清算制度を導入する場合には、今後、1年間の清算の頻度や地方団体間での支払方法等の具体的な事務の進め方について実務的な観点から、さらに検討していく必要がある。その際、地方消費税における清算事務の方法を基本としつつ、清算を行う都道府県や清算後に利子割交付金の交付を受けることとなる市町村の意見を踏まえながら、地方団体の事務負担等に配慮することが望ましい。

4. まとめ

本検討会では、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地との乖離が生じている状況を踏まえ、その対応策として、国税との関係も含めた現行の地方税制の基本的な考え方や金融機関及び地方団体の事務負担等も考慮しながら検討を進めてきた。その中で、あるべき課税方式としての住所地課税を基本としつつ、課題に早期に対応するための現実的な方策として、利子割に清算制度を導入することについて、検討し、中間整理としてとりまとめた。

令和8年度税制改正においては、本中間整理の趣旨を踏まえ、具体的な成案が得られることを期待している。

参 考

令和7年度税制改正大綱(抜粋)

○ 令和7年度税制改正大綱(抄)

〔 令和6年12月20日
自由民主党
公明党 〕

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

検討会のスケジュール

第1回(令和7年2月28日)

- 利子割の制度概要
- 税収帰属の適正化のための方策
- 今後の検討にあたっての論点(案)の提示 等

第2回(令和7年4月3日)

- 金融機関及び地方団体からのヒアリング 等

第3回(令和7年5月9日)

- 利子割税収の分析
- 税収帰属の適正化に向けた方策の検討 等

第4回(令和7年6月3日)

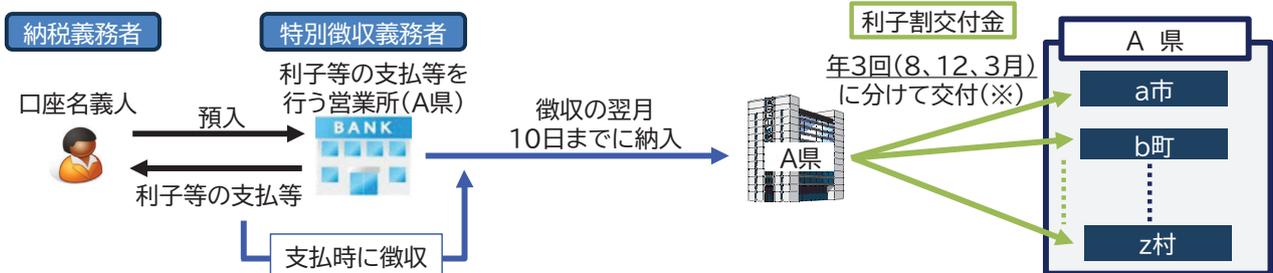
- 利子割税収に係る追加分析
- 税収帰属の適正化に向けた整理
- 骨子(案) 等

第5回(令和7年7月25日)

- 中間整理(案)

- 利子等の支払等を行う金融機関は、当該支払等の際に徴収した道府県民税利子割を、徴収の翌月10日までに利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県に納入する。
- 都道府県は、納入された利子割の一部を毎年3回(8月、12月、3月)、当該都道府県内の市町村に交付する。

【事務フロー】



- (※)交付基準:各市町村に係る**個人の道府県民税収入決算額(*)**の個人の道府県民税収入決算額の合計額に対する割合の前年度以前3年度分の平均値
- ・指定都市に係る個人の道府県民税については、所得割の税率が異なる(2%(通常は4%))ため、交付基準を補正
 - ・各市町村が実施した減免(道府県民税も連動)や都道府県が設定した超過税率(当該都道府県内では一律)が適用された額

(参考)利子等に対する課税の沿革

昭和45年度改正以前

- 所得税において、昭和28年から昭和45年までの間、源泉分離課税、非課税、一部非課税・一部源泉分離課税、源泉分離課税という変遷をたどったことに伴い、住民税においては昭和29年度から昭和46年度まで利子所得は非課税となっていた。

昭和45年度改正

- 所得税において、原則として総合課税されることとなった。
 - ・ 定期預金及び公社債の利子等については源泉分離課税を選択可
 - ・ 普通預金及び要求払預金の利子については総合課税だが申告不要(原則として総合課税だが、源泉徴収された所得については申告義務を課さない)
- 住民税においては、所得税において源泉分離課税及び申告不要とされた利子所得については、支払調書の提出が不要とされており、所得の捕捉が事実上不可能であることから、所得割を課税できない仕組みとなっていたため、源泉分離課税及び申告不要とされたものについては非課税とされ、総合課税とされた利子所得についてのみ所得割を課税することとされた。(申告不要とされた利子所得については、申告があれば所得割を課することができるが、原則申告不要としながら、もし申告をすれば課税するという仕組みを設けることは極めて不適切であることから、非課税とした。)

昭和55年度改正(施行されず)

- 所得税において本人確認及び名寄せのための現実的な方策としてのグリーン・カード制度の導入に伴い、利子所得をすべて総合課税へ移行。
- これに伴い、住民税においても非課税となっていた利子所得を総合課税により課税することとした。

昭和62年度改正(利子割創設)

- 所得税において一律源泉分離課税とした。
- 住民税においては、利子割を創設し、金融機関所在地課税とすることにより、所得税の課税方式にかかわらず一律源泉分離課税を行うことができることとなった。
- また、少額貯蓄非課税制度(マル優)については、老人等に対する少額貯蓄利子非課税制度に改組。

平成25年度改正(金融所得課税の一体化)

- 公社債等が特定公社債等と一般公社債等に分類され、特定公社債等の利子については課税方式が申告不要、申告分離課税又は総合課税から選べることとなった。それに伴い、特定公社債等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となった。
- 法人に係る利子割を廃止。

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% <所得税>5%~45%	5% <所得税>15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県 (※3)
税収 (R5決算)	13兆683億円	2,407億円	2,683億円	222億円

※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告可能(総合課税又は申告分離)。

※3 利子等の支払い事務を行なう営業所等の所在都道府県。昭和63年度の制度創設時においては、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとはならないと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、住所地課税の例外となっている。

道府県民税利子割創設時の経緯等①

利子・配当課税の基本的あり方 (「税制の抜本的見直しについての答申」(政府税制調査会、昭和61年10月))

- 所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等が個人住民税で非課税とされていることについては、
 - ・ 利子・配当所得等の中で特定のものについてのみ個人住民税の負担を求めないことになること
 - ・ 住民の間で利子・配当所得等を主たる所得とする住民の税負担がその他の住民に比べて相対的に軽くなることなど、課税の公平の問題がある。
- 利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有していることから、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなる。
- 費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。
- 貯蓄者、金融機関及び税務当局の事務負担等に十分配慮しつつ、個人住民税を課税するか、又はこれに相当する負担を求めることが適当。

税制の抜本的見直しについての答申(抜粋)(政府税制調査会、昭和61年10月)

ハ さらに、利子・配当課税のあり方の検討に当たっては、貯蓄者、金融機関及び税務当局にとつての事務的負担や費用の問題について、その効果との関連も含め十分検討する必要があるものと考えられる。

利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有している。したがって、本人確認、名寄せを確実にし、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなるが、それにはやはりおのずから限界があると言わざるを得ない。

利子・配当所得についての把握体制が整備されたとしても、金融商品には代替可能性、流動性があることから、他の形態の所得等に転化する可能性も高く、結局、費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。

道府県民税利子割創設時の経緯等②

利子・配当課税の基本的あり方(続き) (「税制の抜本的見直しについての答申」(政府税制調査会、昭和61年10月))

- 個人住民税における利子・配当課税の仕組みに対して、以下の意見が交わされた。
 - ・ 一律分離課税方式が住民税の性格を踏まえた簡素な方式であり、所得税に対応した課税方式(所得税の課税方式の区分に対応して総合課税、分離課税又は申告不要とする方式)に比較して事務負担も総体的に小さく適当。
 - ・ 課税団体については、金融機関等の事務負担が大きくなるものの、既存の住民税の制度との整合性を考慮し、基本的に利子等の支払を受ける者の住所所在地の都道府県とすることが適当。
 - ・ 既存の住民税の住所地課税の原則に反し、総合課税の場合の課税団体との調整の問題があるものの、金融機関等の事務負担を小さくするため、金融機関等の営業所所在地の都道府県とすることが適当。

最終制度案 (「昭和62年度の税制改正に関する答申」(政府税制調査会、昭和61年12月))

- 所得税において「一律分離課税方式」による課税の対象となる利子についても、課税できる仕組みを設けることが適当。
- 利子の支払を取り扱う金融機関等の営業所所在地の都道府県が、支払時に特別徴収の方法により、他の所得と分離して5%の税率で課税する「都道府県一律分離課税方式」を採用することが中立・簡素等の要請にもこたえつつ実質的公平にも資するものとして適当。
- 市町村に対しては、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の最低税率の比率によつて、個人利子課税相当分の5分の3を交付することが適当。

個人住民税における金融所得課税に係る税收帰属の考え方(利子割)

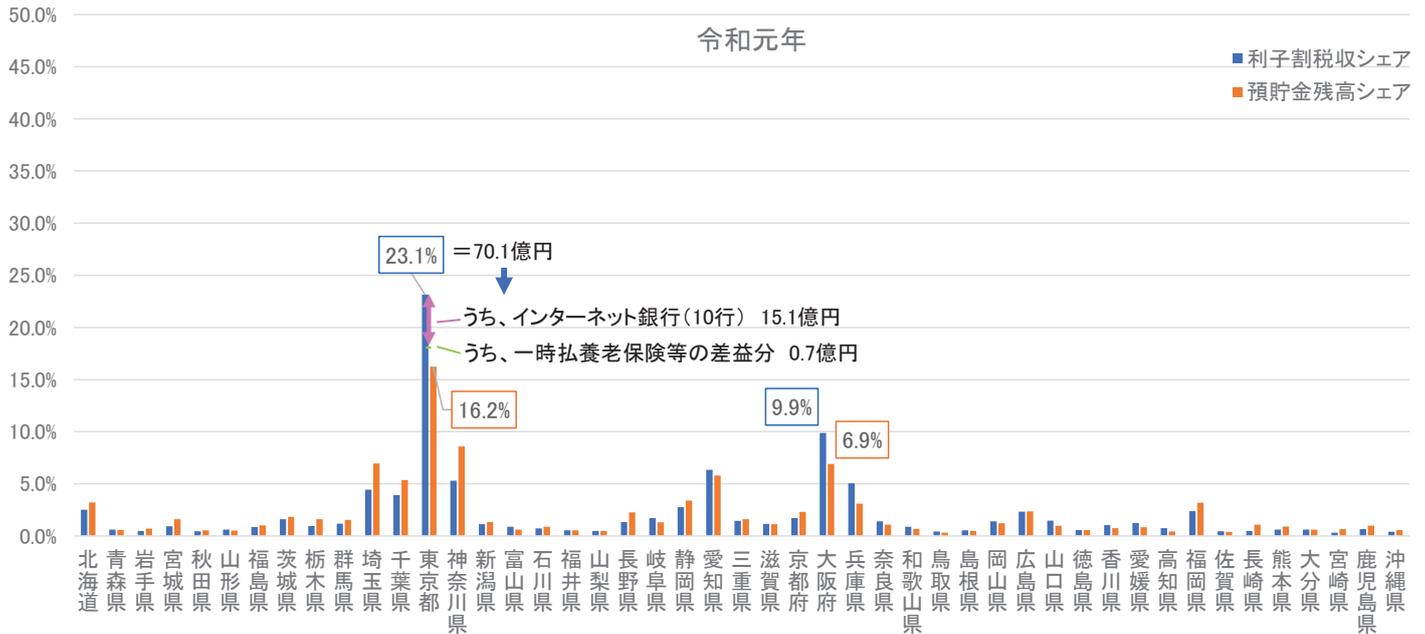
利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税団体

利子割	…利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	} S63創設
配当割	…特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	
株式等譲渡所得割	…その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県	} H15創設

利子割における金融機関等所在地課税の考え方 ※当時のQ&A集抜粋 (出典)「道府県民税利子割詳解」(平成元年)

- ① 住所地団体(各市町村)に納入することとした場合には、金融機関等において預金者の住所地ごとに特別徴収した額を区分して納入することが必要になり、事務負担が大きくなること。
- ② 預金は日常生活に密着したものであることから、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であり、利子の支払いを行う金融機関等の所在地の都道府県が課税することとなれば、都道府県単位での住所地と金融機関等の所在地のずれはそれほど大きなものとはならないと考えられること。
- ③ 金融機関等所在地課税であれば、金融機関等において、預金者の所在地ごとに区分し各地方団体に一括納入することとなるため、徴収納税事務は大幅に簡素化されること。
- ④ 住所地の都道府県と異なる都道府県内の金融機関等に預金する者についても、通常、当該都道府県において勤務する等なんらかの活動を行い、地方団体のサービスを楽しんでいると考えられるので、金融機関等の所在地で課税する方式は、地方税の応益原則に合致する面もあると考えられること。

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



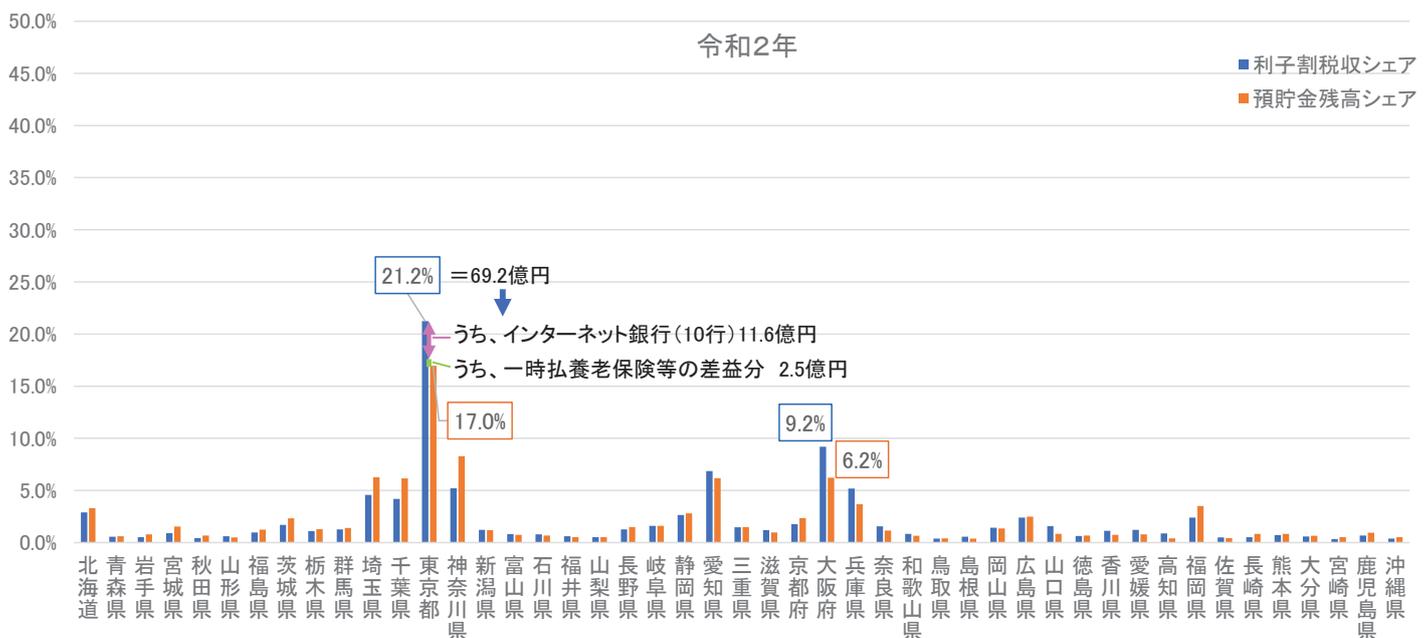
利子割税込シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

- (※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
- (※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



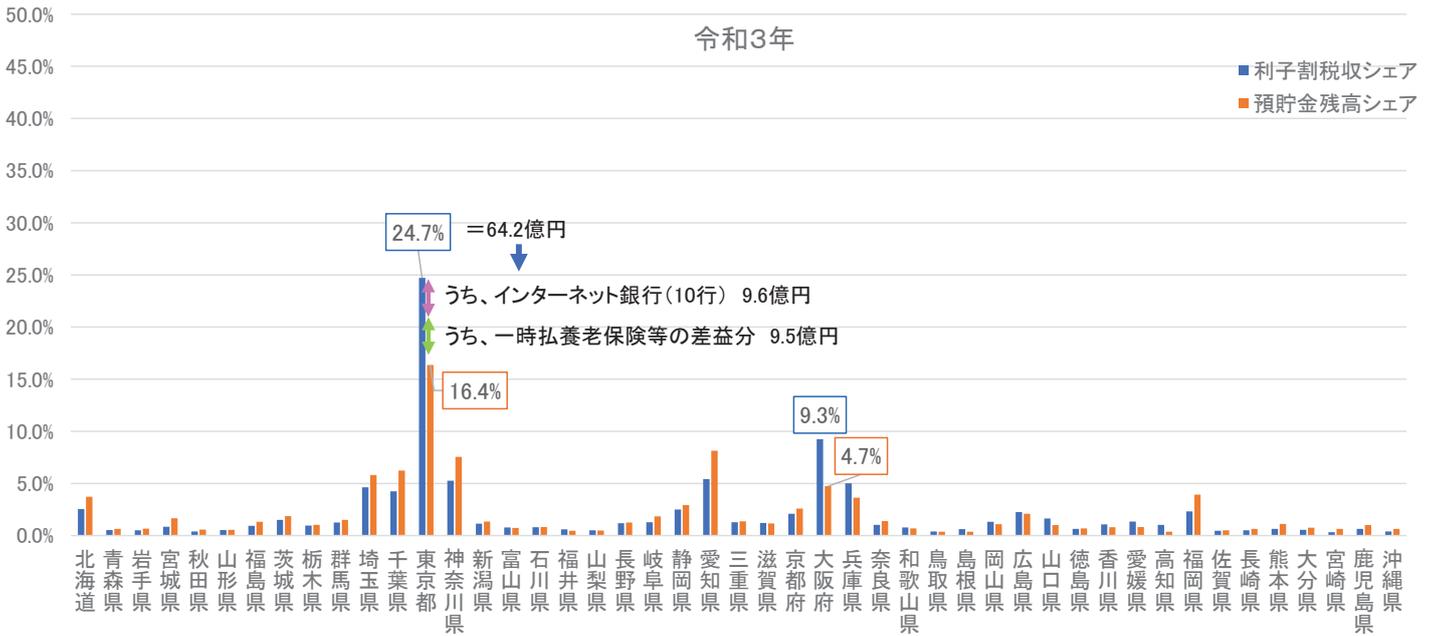
利子割税込シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

- (※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
- (※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



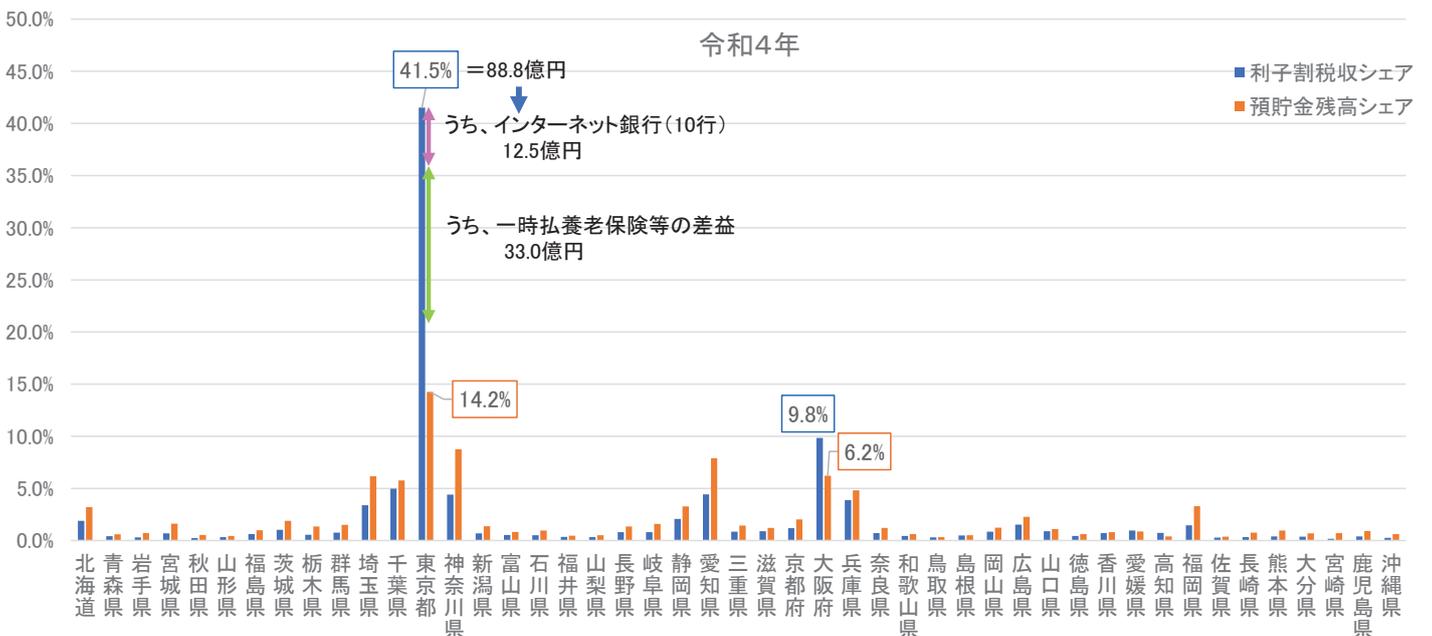
利子割税込シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

- (※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯あたり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
- (※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較



利子割税込シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

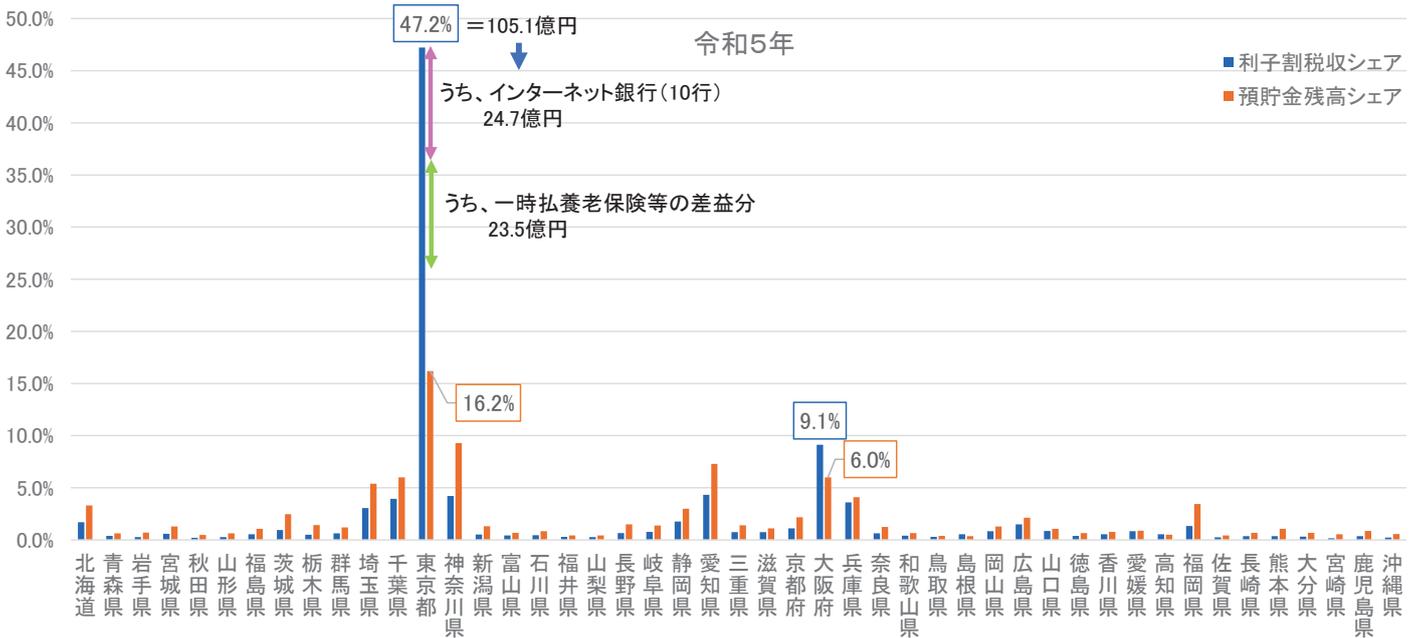
預貯金シェアの推計方法

各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

- (※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯あたり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
- (※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

都道府県別の利子割の利子割税込シェアと預貯金額シェア(住所地ベース)との比較

○ 都道府県別の利子割税込(道府県税課税状況調のデータ)と預貯金額(住所地ベース、推計値)のシェアを比較すると、特に近年の東京都における両者の差が著しく大きく、その要因として「インターネット銀行預金利子」「一時払養老保険等の差益」が大きく寄与していると考えられる。



利子割税込シェア 「道府県税の課税状況等に関する調」の値(総務省による全数調査)

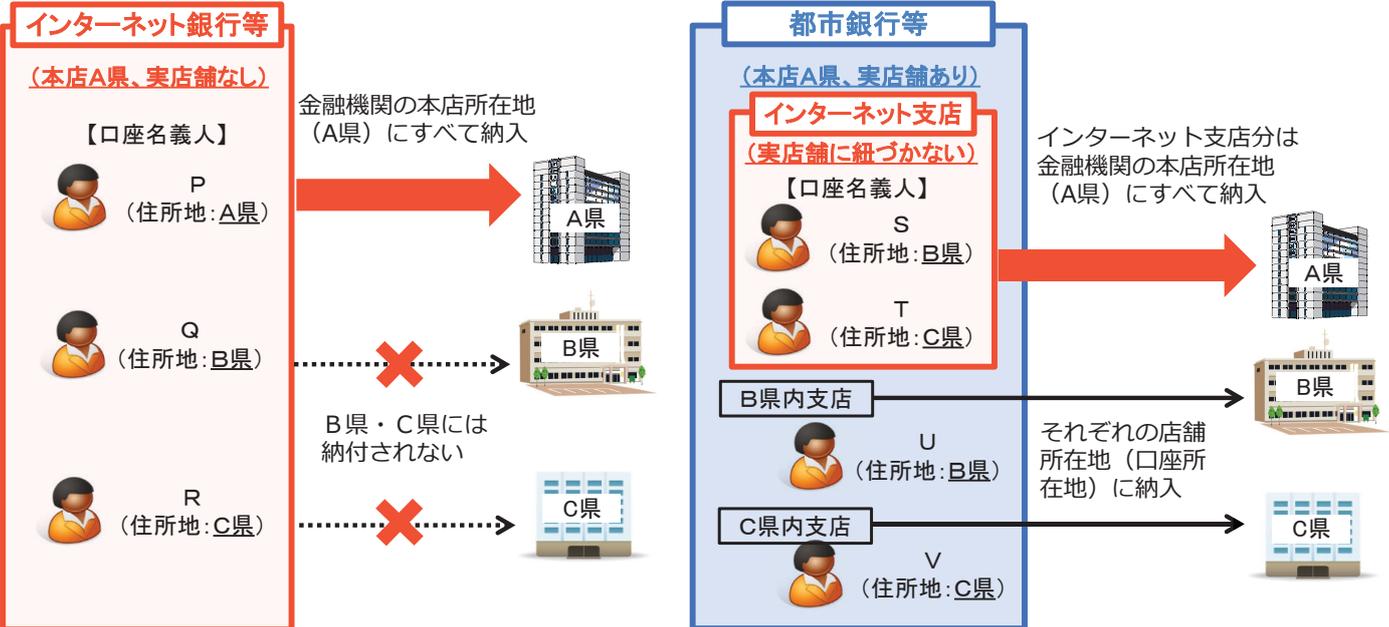
預貯金額シェアの推計方法
 各都道府県の預貯金額(住所地ベース) = 各都道府県庁所在地の1世帯あたり預貯金額(※1) × 各都道府県の世帯数(※2)

(※1) 家計調査(調査対象:全国約9千世帯) 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(都道府県庁所在地別・二人以上の世帯)の通貨性預貯金と定期性預貯金の計
 (※2) 住民基本台帳(人口動態及び世帯数調査 各年1.1時点)

インターネット銀行等の利子割納入先

資料 7

- 個人住民税の利子割については、金融機関等の口座所在地課税となっているが、実店舗を持たないインターネット銀行等については、本店所在地に利子割を納入する仕組みとなっている。
 - 実店舗を有する銀行であっても、近年、実店舗に紐づかないインターネット支店(※)を置いている事例もあり、インターネット支店の口座については、本店所在地に利子割を納入することとなる。
- ※ 実店舗を有する銀行でインターネット上での口座開設については、銀行によって、インターネット支店に口座を開設する場合と実店舗を選択して口座を開設する場合がある。

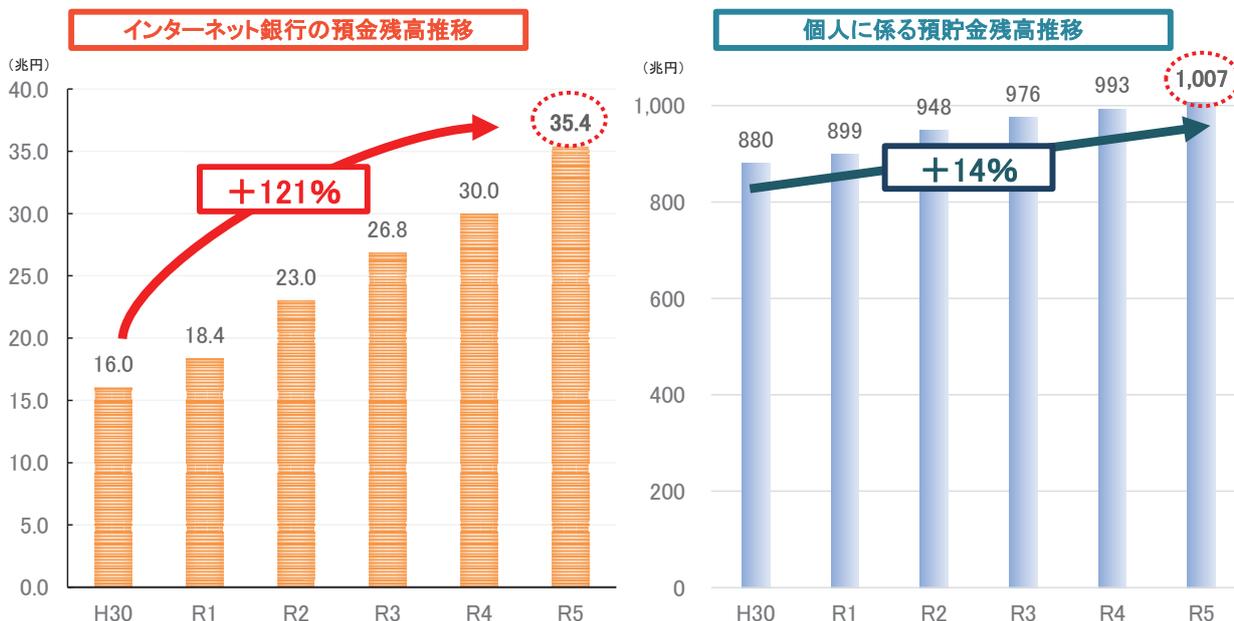


※調査対象としてきた「インターネット銀行」10行以外にも同様の業態の銀行は存在している。
 ※都市銀行等のインターネット支店は、調査対象としてきた「インターネット銀行」には含まれていない。

インターネット銀行の預金残高及び個人に係る預貯金残高の推移(平成30～令和5年度)

資料 8

- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度(平成30年度比+約19兆円、+121%程度)。
- 個人に係る預貯金残高は現在1,007兆円程度(平成30年度比+約127兆円、+14%程度)。



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年度末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。
 ※ 個人に係る預貯金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計(各年度末時点の値)

インターネット銀行の影響

資料 9

- 日本銀行の資金循環統計において、令和5年度における個人に係る預貯金残高は約1,000兆円程度であるが、そのうち、主要なインターネット銀行(10行)の預金残高(法人分を含む)は約35兆円程度となっており、預貯金残高全体で見ると、インターネット銀行の預金残高が与える影響は小さい。(約3.5%)
- 他方、預貯金利子に係る利子割税込に占めるインターネット銀行預金利子に係る利子割税の割合は令和5年度で(約17%)であり、預貯金残高以上にインターネット銀行預金が税収に与える影響は大きい。

預貯金残高(兆円、年度末)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国内銀行の預貯金残高(A)	880	899	948	976	993	1,007
インターネット銀行の預金残高(B)	16.0	18.4	23.0	26.8	30.0	35.4
インターネット銀行の寄与度	1.82%	2.05%	2.43%	2.75%	3.02%	3.52%

利子割税収(億円、年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国内銀行の預貯金利子(C)	491.5	237.3	256.3	181.6	121.1	145.1
インターネット銀行の預金利子(D)	11.0	15.1	11.6	9.6	12.5	24.7
インターネット銀行の寄与度	2.23%	6.34%	4.53%	5.30%	10.32%	17.02%

※ インターネット銀行に係る預金残高及び利子割税収については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行。預金残高については、預金各年度末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。利子割税収については、各都道府県への調査によるもの。
 ※ 個人に係る預貯金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計(各年度末時点の値)
 ※ 国内銀行の預貯金利子については、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調(総務省)」の「銀行預金利子」、「銀行以外の金融機関の預貯金利子」、「郵便貯金利子」の合計によるもの。

- 一時払養老保険等の差益に係る利子割の納入先は、当該差益の支払の請求受付事務等を行う営業所等の所在地となっている。
- 保険会社には、支払に係る業務全般を本店で一括して行う場合や、実店舗を持たない場合(いわゆるインターネット生保)があり、このような場合、本店所在地に利子割が納入される構造となる。
- 足もとの一時払養老保険等に係る利子割税収の伸びは一過性のものである可能性もあるが、上記の構造的な理由により、今後も、一過性の要因で一時払養老保険等に係る利子割税収が増収となった場合には、東京都など保険会社の本店所在地に税収が集中する可能性がある。

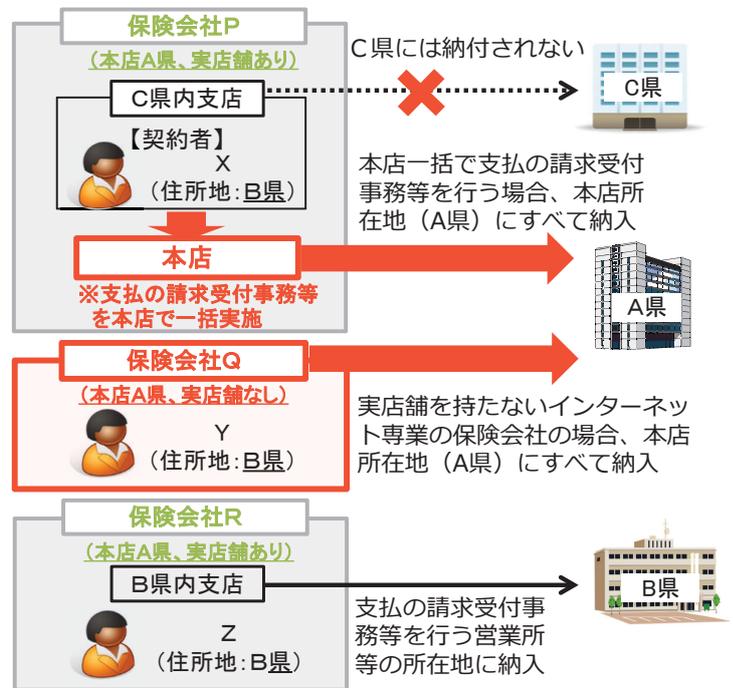
保険会社への個別確認結果

- ◆ 保険会社P
支払業務等は本店(東京都)で集約して行っているため、当該差益に係る利子割については、本店(東京都)のみに納めている。
- ◆ 保険会社Q
実店舗を持たず、支払業務等は本店(東京都)で行っているため、当該差益に係る利子割については、本店(東京都)のみに納めている。

※直近の一時払養老保険等に係る税収
令和5年 全国計:28.8億円(うち、東京都23.5億円)
令和4年 全国計:41.8億円(うち、東京都33億円)

【制度概要】

- 初回の支払時に保険会社へ一括で保険料等を支払う形式の保険(例:死亡・高度障害状態の保障を備えるための資金形成、葬儀代等の死後の整理費用に係る資金形成)のこと。
- 保険会社が保険期間等が5年以下のものまたは保険期間等が5年を超えるもので5年以内に解約されたものに基づく差益(受取保険金額-支払保険料総額)に対して利子割が発生。



第2回検討会における金融機関ヒアリング結果概要

【住所地の把握】

- 利子割を住所地に基づく課税とするために必要な納税義務者(口座保有者)の正確な住所地在を完全に把握することは現実的ではない。

【住所地課税とした場合の負担】

- (仮に住所地の把握が可能であったとしても、)現在の利子割納付に用いているシステムを住所地課税ベースに改修するためには、時間・費用ともに相当の負担がかかる大規模なシステム改修が必要となる。システム更改のタイミングは金融機関によって異なるため、全金融機関で同時に対応することは不可能であり、全金融機関が対応を完了するまでには相応の準備期間を要する可能性がある。
- 現在、営業所等が所在しない都道府県に新たに納付する必要が生じるなど、現行の事務フローも大幅に変更する必要があるため、金融機関における負担が大きい。

【その他】

- 支店統廃合の場合には「店舗内店舗形式」を採り、1つの店舗内に複数の支店等が同居することで、統廃合前の支店の名称も残ることとなる。
※県境を跨いで統廃合がされた場合、利子割の納入先は統合後の支店が所在する都道府県となる。

【住所地課税の原則】

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有し、応益性の原則から納税義務者の住所地に納めることが原則であることから、利子割についても住所地に基づく課税を行うことが原則。
- ただし、これを実現するには、地方団体・金融機関双方で事務負担の増加やシステム改修などの課題がある。

【清算制度】

- 住所地課税が原則ではあるが、清算制度は、住所地に基づく課税と比較して事務負担の増加等が小さいと思われる。
- 清算制度の導入に際しては、住所地に基づく課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理、各地方団体の合意が得られる清算基準の設定、清算システムの構築や運営委託に伴う事務負担等を踏まえた検討が必要。

【譲与税化】

- 住所地に基づく課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理、各地方団体の合意が得られる譲与基準の設定のほか、なぜ国税化が必要なのかの整理も必要であり、慎重な検討が必要。

地方消費税の清算制度の意義と役割

2. 地方消費税の清算制度の意義と役割

〔 地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)抄 〕

(1) 地方消費税と清算制度

(前略)

地方消費税は、国の消費税と密接不可分の制度として仕組むこととされたものであり、国の消費税と同様に、各流通段階で事業者課税する一方、前段階税額控除の仕組みを採ることとして、その税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。このため、仕向地原則(※)に基づき、「最終消費地と税収帰属地」は一致することが求められる。

この「最終消費地と税収の帰属地の一致」については、例えば、課税資産が生産されてから、卸売等を経て、最終消費に至るまで、課税資産の譲渡等が全て同一都道府県内で完結する場合については、問題なく一致する。

一方で、生産・流通・消費過程が複数の都道府県にまたがる場合、「最終消費地と税収の帰属地の不一致」が生じることから、課税取引ごとに「県境税調整」を行う必要が生じる。しかしながら、これを実施するためには膨大な事務負担が生じることから、現実的な仕組みとして、地方公共団体間においてマクロ的な消費関連の指標により清算を行い、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属させることとし、「最終消費地と税収帰属地」を一致させるための調整を行うこととしたものである。

したがって、地方消費税は税それ自体としては各地方公共団体が事業者課税することで完結し、この清算制度は地方公共団体の公金の受渡しに過ぎないように見えるが、実際には最終消費地と税収の帰属地を一致させるための地方消費税の理論上不可欠な制度として構築されたものである。

つまり、地方消費税と清算制度とが一体となって、最終消費地と税収帰属地がマクロ的に一致し、地方消費税制度が地方独自の多段階型の消費課税として成り立っており、かつ、これらの制度は、これまで20年にわたって安定的に運営され、既に我が国に定着したものと見える。

	個人住民税所得割
①あるべき税收帰属地	納税義務者の 住所地都道府県等
課税団体と できない理由	なし
②課税団体	納税義務者の 住所地都道府県等
あるべき税收帰属地に 税收を帰属させるため の制度	なし

個人住民税利子割	(参考) 地方消費税
納税義務者の 住所地都道府県	最終消費地の 都道府県
利子等の発生的大量性、 口座の住所地把握の困難さ、 利子課税全体の合理性 等	膨大な課税取引ごとに、 県境税調整を行う必要 等
納税義務者の 口座所在地都道府県	本店等所在地の 都道府県
なし (①と②が概ね一致する の考えに基づく)	清算

インターネット銀行の伸長等の社会経済の構造変化により、①と②の乖離が拡大

→ 清算制度を導入することが考えられる

地方消費税の清算基準に求められる要件

〔 地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)抄 〕

地方消費税の清算基準は、多額の税收の帰属を決定するものであることから、

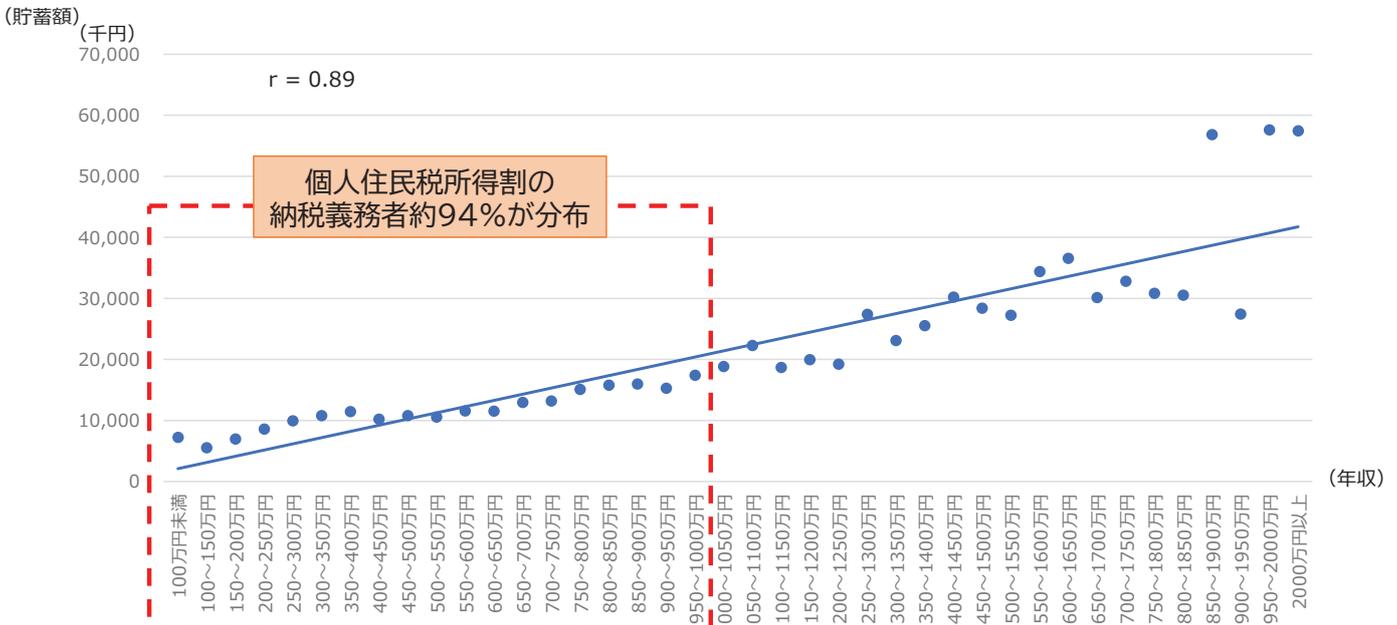
- ①信頼性
(客観的なものとして合意が得られるという観点から最終消費を的確に捉えていること)
- ②安定性
(頻繁に見直す必要がない基準であるべきとの観点から制度的に安定していること)
- ③簡素さ
(対外的に公表している数値を用いるなど住民から見て税收の帰属がわかりやすいという観点から簡素であること)

という3つの要件を満たしていることが必要である。

清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口
統計調査の名称	「経済センサス活動調査」	「経済センサス活動調査」	「国勢調査」
調査実施省庁	総務省・経済産業省	総務省・経済産業省	総務省
調査開始年度	平成23年度	平成23年度	大正9年度
調査周期	5年ごと	5年ごと	5年ごと
調査対象	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	全世界
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	令和3年経済センサス活動調査	令和3年経済センサス活動調査	令和2年国勢調査
内容 (清算基準に関しての特徴)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初用いていた商業統計調査は、令和3年、経済センサス活動調査に統合・再編されたが、当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。 ○ 清算基準においては、「小売商品計」を利用。 ○ 上記の統計から、「医療用医薬品小売」や「通信・カタログ販売」等の額を除外して用いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初用いていたサービス業基本調査は、経済センサス活動調査の創設に伴い、廃止されたが、当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。 ○ 清算基準においては、「サービス関連産業」(※)を利用。 (※)サービス関連産業 ・不動産業、物品賃貸業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業 等 ○ 上記の統計から、「総合リース業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」等の額を除外して用いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。

年収段階ごとの1世帯当たり貯蓄額(2019年全国家計構造調査)

- 年収段階ごとの1世帯当たり貯蓄額を見ると、全年代でも年代別(次ページ以降)でも、年収段階が上がるにつれて、貯蓄額が上がる傾向が見られた。
 - なお、個人住民税所得割の納税義務者については、約1,000万円以下の収入階層に集中しており、全体の約94%が分布している。
- ⇒ どの年代でも、年収が上がるほど貯蓄も増えるという関係性に着目すると、年収(≒所得)と貯蓄額には、一定の関連性があると考えられる。特に、分布が集中している年収階層においてはより関連性が強いと考えられる。



※ 全国家計構造調査(2019年)の「年間収入・資産分布等に関する結果」における年間収入階級別の1世帯当たり貯蓄現在高

(参考)個人住民税所得割における納税者の分布

○ 個人住民税所得割における納税者については、約1,000万円以下の収入階層に集中しており、全納税者義務者の約94%を占めている。

収入金額		納税義務者数(万人)	割合
0万円	312万円以下	229	3.8%
312万円～	458万円以下	1,875	31.2%
458万円～	612万円以下	1,706	28.3%
612万円～	752万円以下	983	16.3%
752万円～	885万円以下	511	8.5%
885万円～	1,053万円以下	343	5.7%
1,053万円～	1,185万円以下	133	2.2%
1,185万円～	1,483万円以下	115	1.9%
1,483万円～	2,493万円以下	91	1.5%
2,493万円～	5,450万円以下	27	0.5%
5,450万円～	10,450万円以下	4	0.1%
10,450万円超		1	0.0%
計		6,018	100.0%

約94%

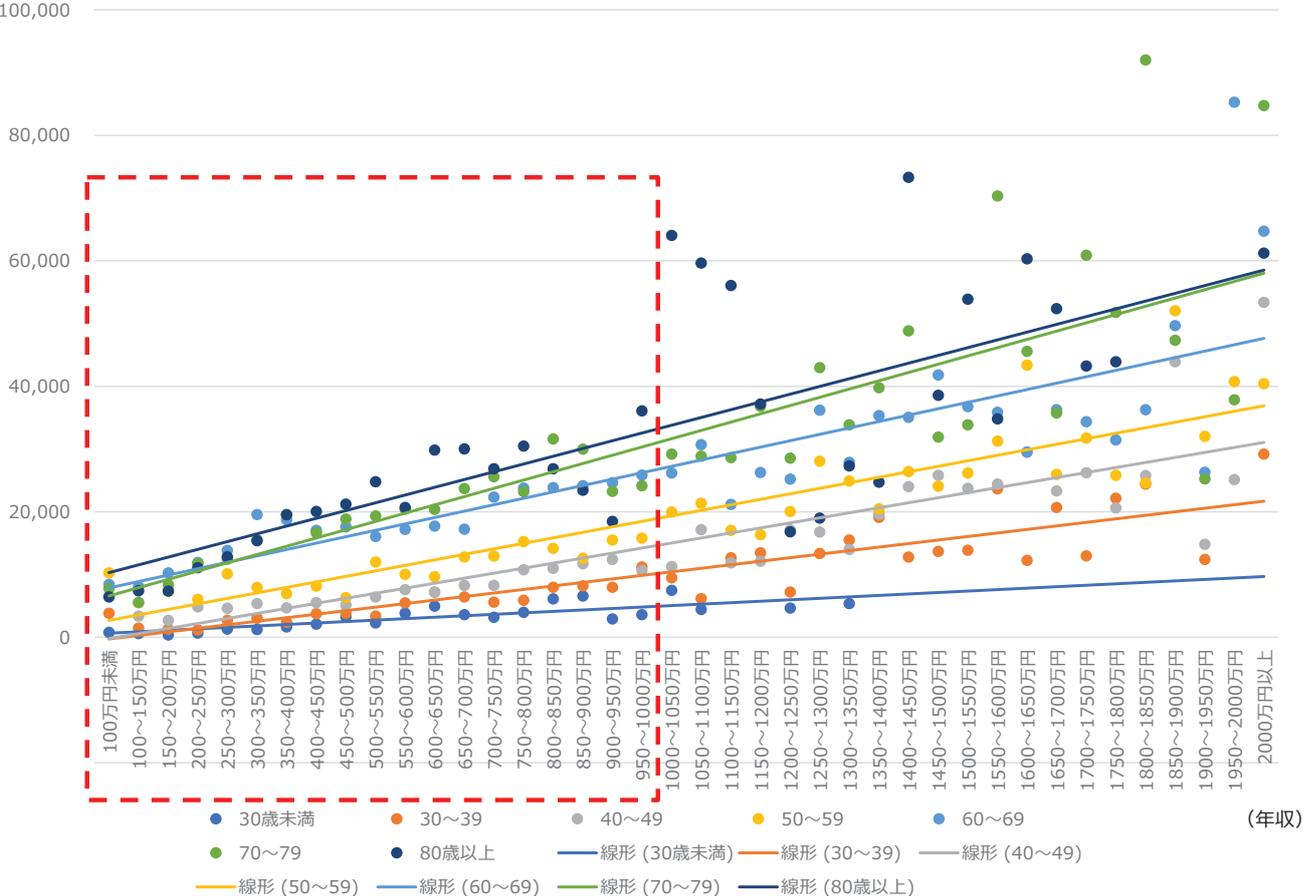
※ 納税義務者数は「令和5年度市町村税課税状況等の調」(総務省)による。

※ 収入金額については、夫婦2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養控除、1人が一般扶養親族に該当する場合の額。

年代別の年収段階ごとの1世帯あたり貯蓄額①

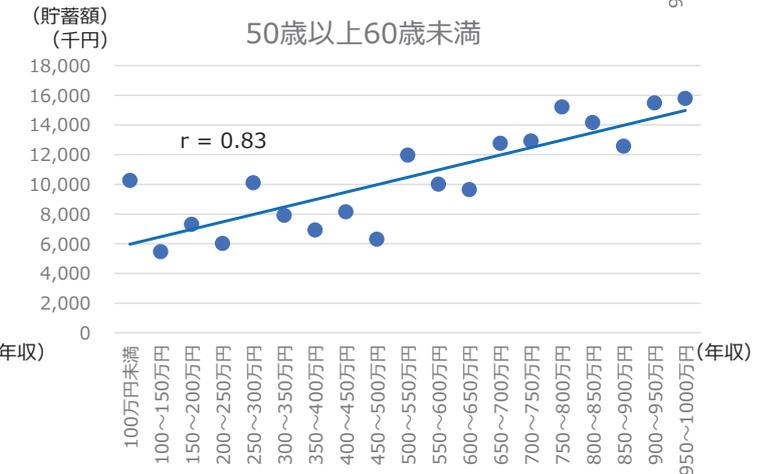
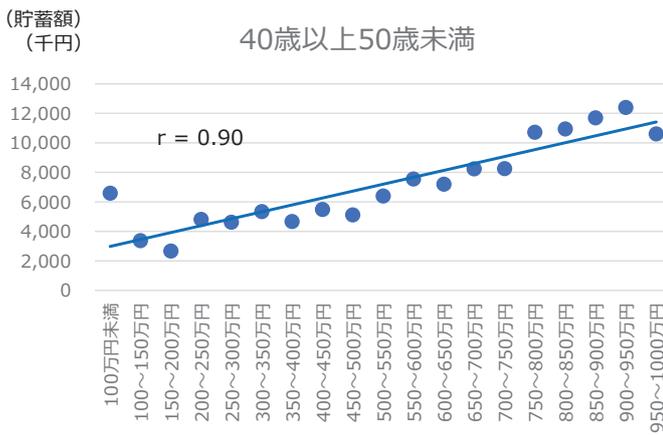
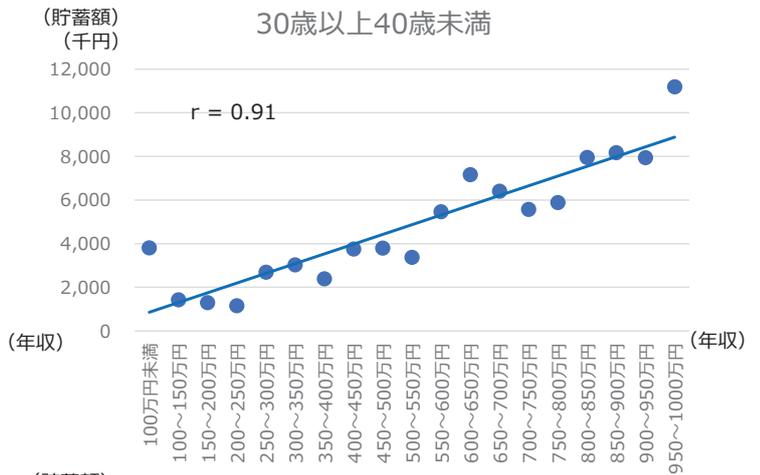
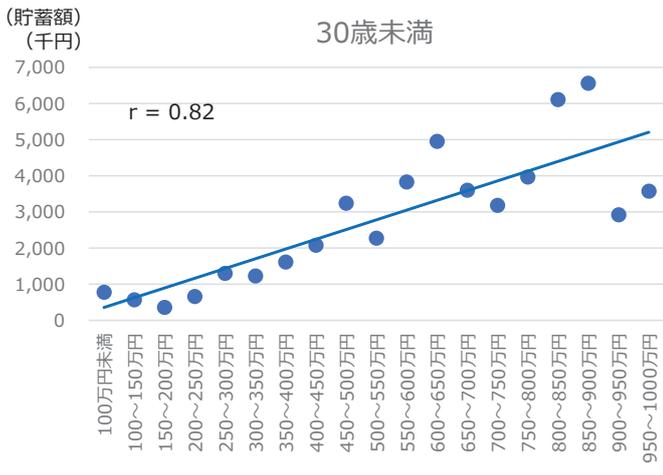
(貯蓄額)

(千円) 100,000



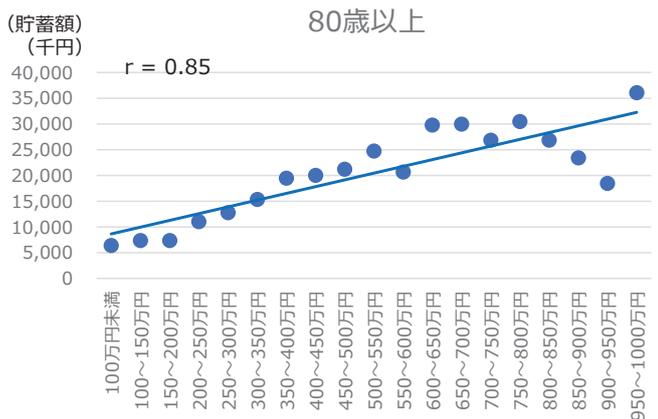
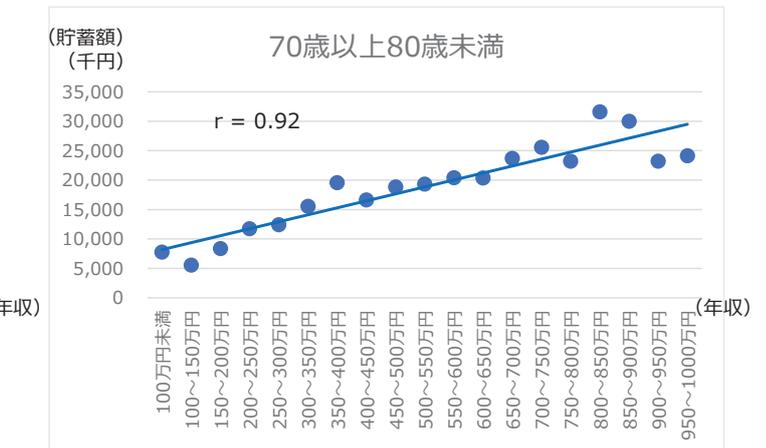
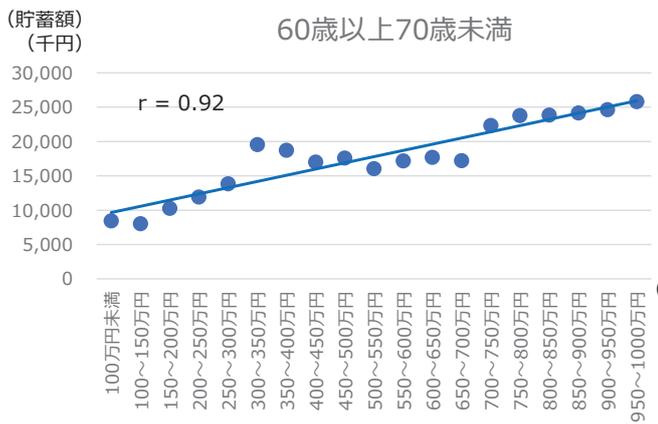
※ 全国家計構造調査(令和元年)の「年間収入・資産分布等に関する結果」における年間収入階級別の1世帯あたり貯蓄現在高

年代別の年収段階ごとの1世帯あたり貯蓄額②



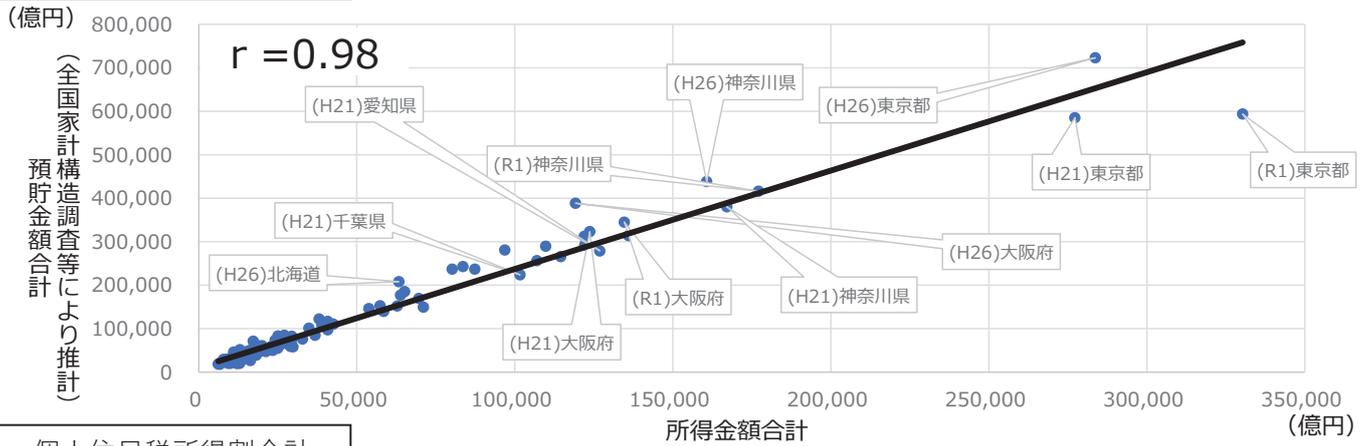
※ 全国家計構造調査（令和元年）の「年間収入・資産分布等に関する結果」における年間収入階級別の1世帯あたり貯蓄現在高

年代別の年収段階ごとの1世帯あたり貯蓄額③

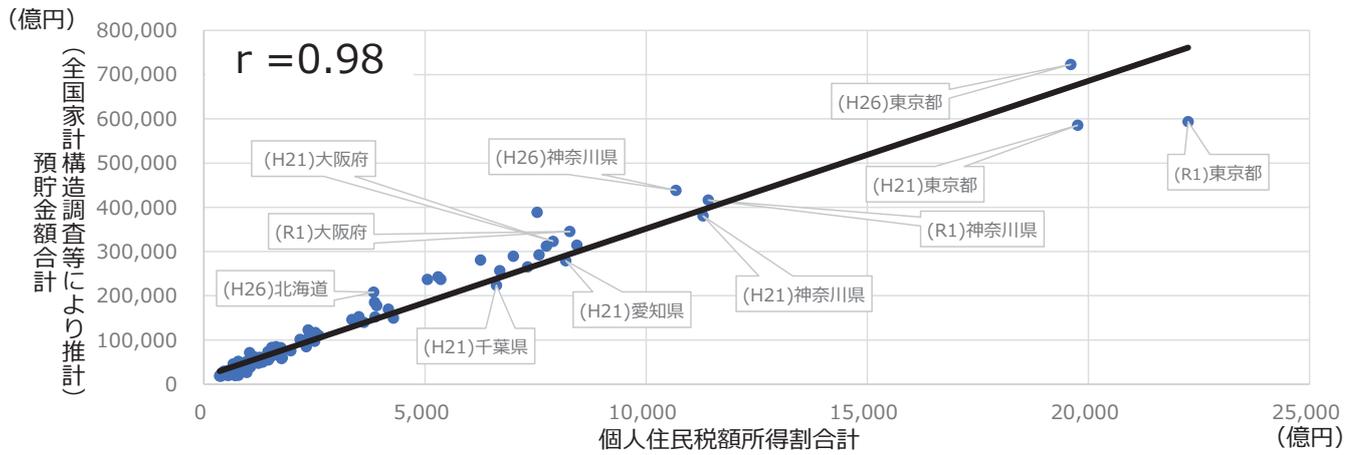


※ 全国家計構造調査（令和元年）の「年間収入・資産分布等に関する結果」における年間収入階級別の1世帯あたり貯蓄現在高

所得金額合計



個人住民税所得割合計



個人住民税における現年課税化

2. 個人所得課税の課題

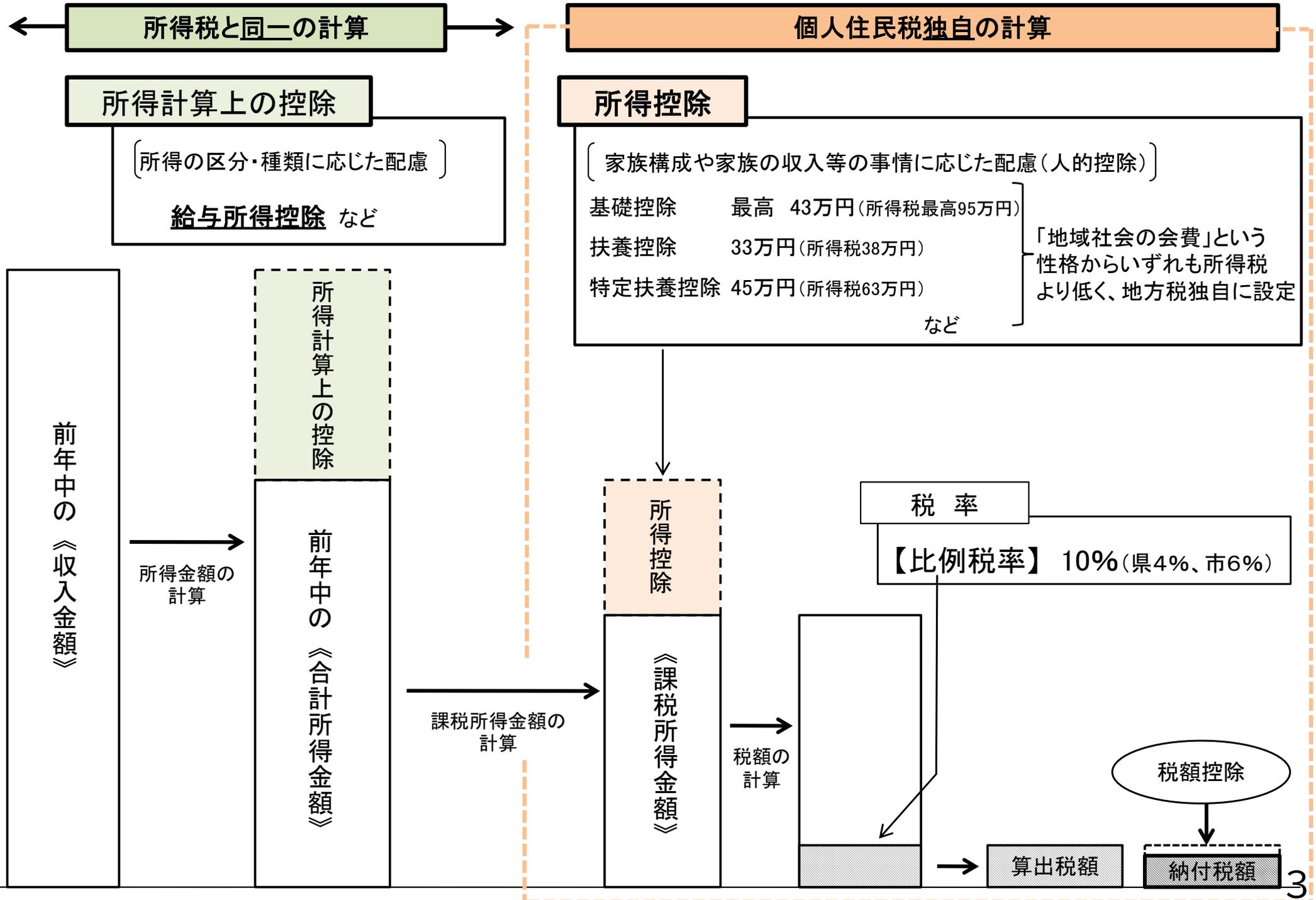
(1)働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

(前略)

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

個人住民税所得割の計算の仕組み

令和7年6月11日 政府税調
第3回経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合説明資料



個人住民税を前年所得課税としている理由

令和7年6月11日政府税調
第3回経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合説明資料

- 現年所得で課税している所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続に重複感が生じる。このため、個人住民税において、所得税の課税資料を活用することにより、市町村における調査事務の簡素化・効率化が図られる
- 給与支払者(特別徴収義務者)においては、毎月確定した税額を徴収すればよく、所得税のような年末調整が不要となる

ことから、個人住民税については、前年所得に対し課税する仕組みとしてきたものと考えられる。

所得税・個人住民税の課税・徴収業務の概要(給与所得者の場合)

所得税に関する給与支払者(企業等)の業務

令和7年6月11日 政府税調 第3回 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合説明資料

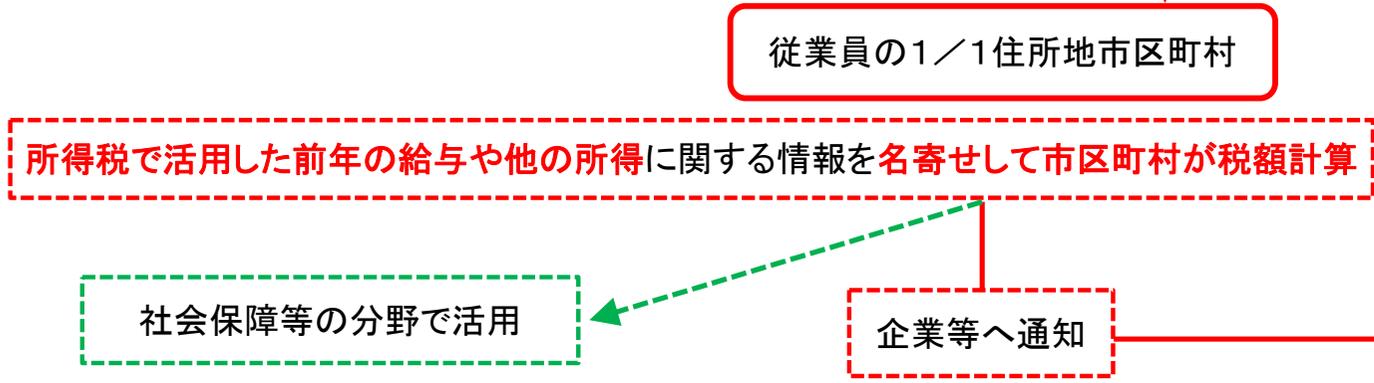
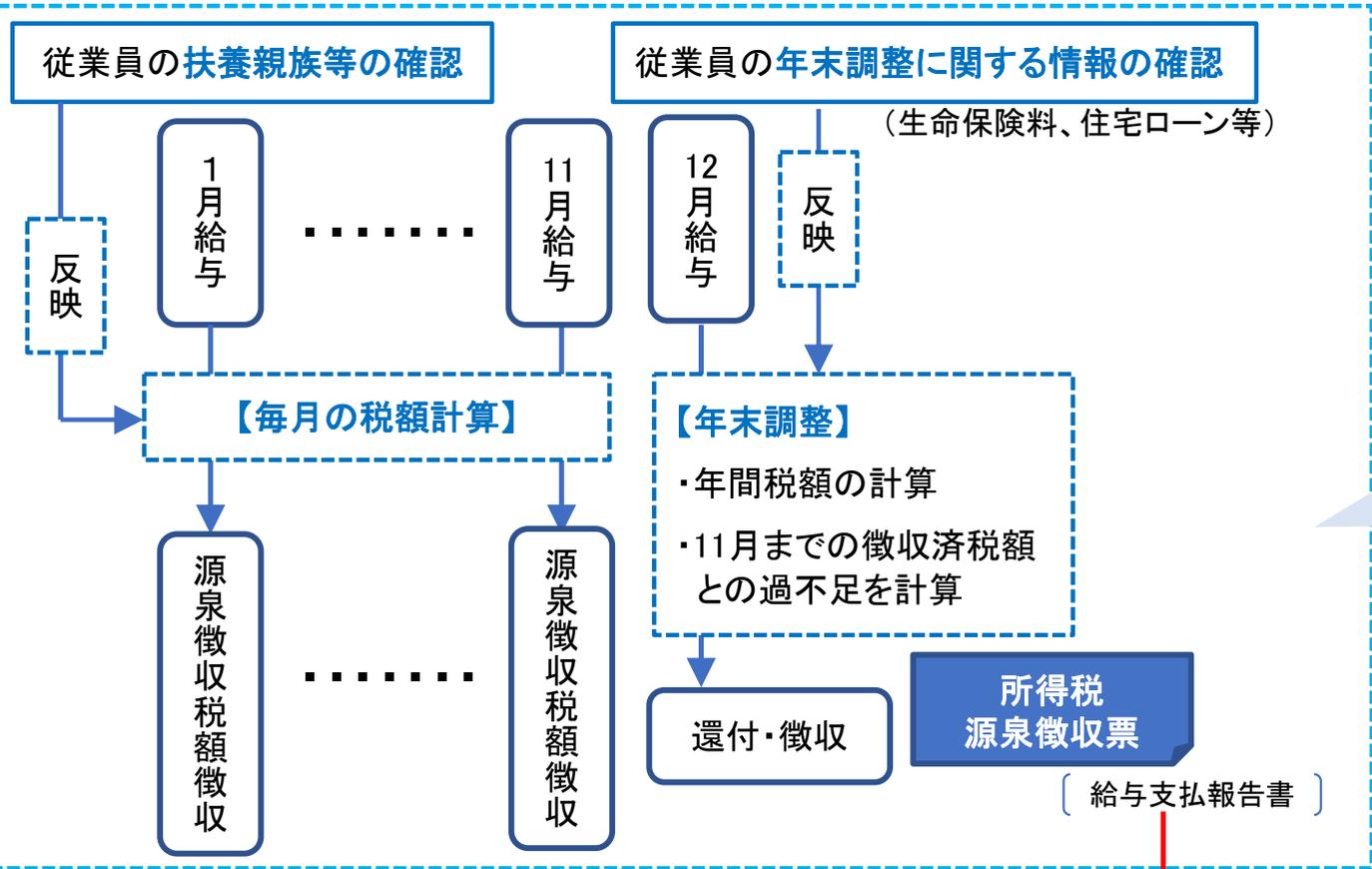
※ 給与等に関する源泉徴収義務者数：約357万
 ※ 所得税納税義務のある給与所得者数：約4,824万人
 ※ 給与以外の原稿料等の報酬・料金等についても、所得税の源泉徴収義務あり(実施企業等の数：約287万)

個人住民税に関する給与支払者(企業等)の業務

6月給与 …… 翌年5月給与

通知された税額を徴収

※ 給与から住民税が特別徴収されている者：約4,488万人



- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約5,200万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,100万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,300万人

税務署から入手

住民税申告書

提出

(国税庁から電子データで送信される)
報酬・配当・利子等の法定調書※5

税務署から入手

※5 次の5種類の法定調書。①利子等の支払調書、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○法定調書等の各種課税資料の調査による情報

国税庁から電子データで送信される法定調書以外のものに係る調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

個人住民税を現年所得課税とすることの意義については、以下のような点が挙げられる。

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることで、**前年より所得が減少した者の負担感が減少**する(働き方の多様化なども念頭)。
※ ただし、退職所得、利子、一定の上場株式等の配当や源泉徴収口座内譲渡所得等については、個人住民税においても現年課税が行われている。
- **所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。**
- **収入発生時に税を徴収**するため、徴税が容易になり、**税収の安定的な確保に資する。**

政府税制調査会「長期税制のあり方についての答申」(昭和43年7月・抄)

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生
の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税
負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用
する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引
き続き検討することが適当である。

個人住民税を現年課税化する場合の主な論点(給与所得者の場合)

令和7年6月11日 政府税調
第3回経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合説明資料

1. 個人住民税の課税方法を、所得税と同様の現年所得課税とした場合、給与支払者(企業等)において、以下に挙げる業務の発生が想定されることについて、どう考えるか。
 - ・ 各給与所得者の源泉徴収税額の算定
 - ・ 各給与所得者の年末調整
 - ・ 各給与所得者の1月1日現在の住所地(納入先市区町村)の把握
 - ・ 各地方団体の個人住民税の税率の把握
2. 課税団体である市町村の以下に挙げる業務について、どう考えるか。
 - ・ 還付、追加徴収事務(市町村が年末調整を行うこととした場合)
 - ・ 所得情報の名寄せ(所得情報は社会保障等の分野で活用)
3. 現年所得課税への切替時の税負担のあり方について、どのような対応が考えられるか。

個人住民税の現年課税化に係る関係団体の意見

令和7年6月11日政府税調
第3回経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合説明資料

日本商工会議所

令和7年度税制改正に関する意見(令和6年9月)(抜粋)

Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

2. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(5) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

(前略)特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。(後略)

全国町村会

平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望(平成26年7月3日)(抜粋)

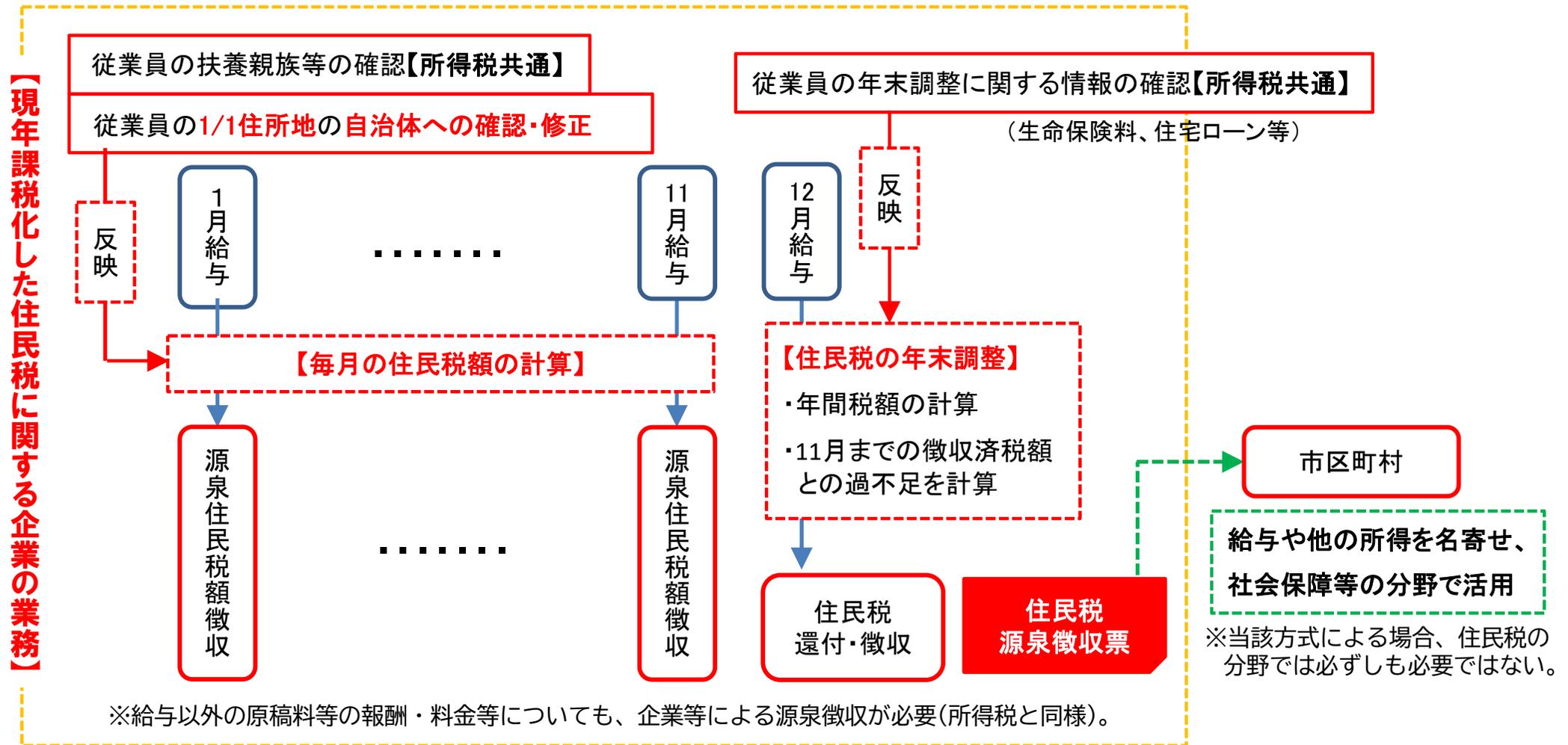
3. 町村財政基盤の確立

1. 町村税源の充実強化

(2) 個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

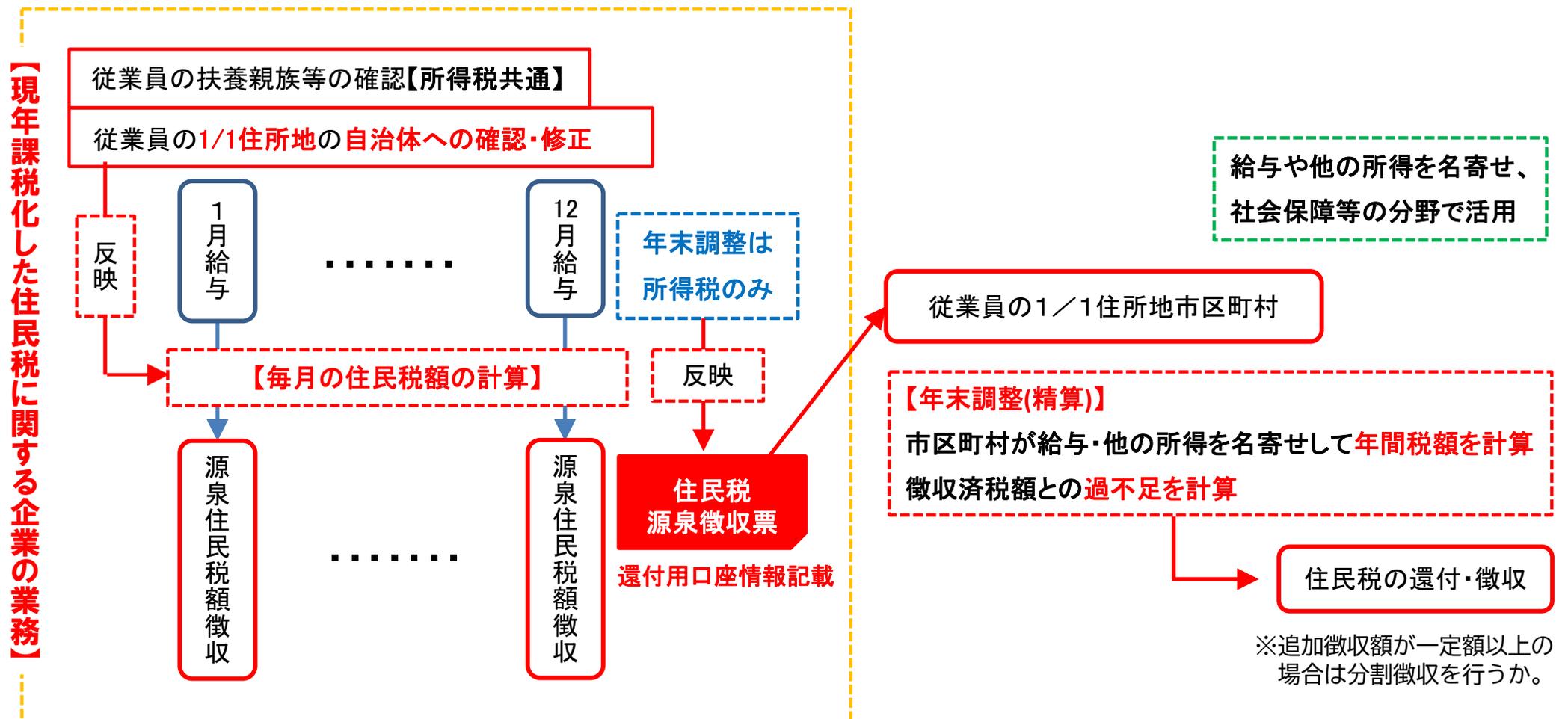
参 考 資 料

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(所得税方式)



	1/1住所手続確認	住民手続月額計算	住民手続徴収	手続調整
所得税手続方式	企業	企業	企業	企業
現行	市区町村	市区町村	企業	—

住民税を現年課税化した場合の課税・徴収業務のイメージ(市町村精算方式)



	1/1住所地確認	住民税月額計算	住民税徴収	年末調整(精算)
市町村精算方式	企業	企業	企業	市区町村
現行	市区町村	市区町村	企業	—

※現行制度での還付は、基本的に過誤納に伴う例外的対応。「市町村精算方式」では大量の還付が発生する見込み。

出国者等に係る個人住民税の調査等

個人住民税所得割の納税義務者について

- 個人住民税所得割の納税義務者は、賦課期日(1月1日)において、「市町村内に住所を有する個人」とされている。(地方税法294①)
 - 納税義務は国籍に関わらず住所の有無によって決定される。

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二～五 (略)

2～9 (略)

- 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者とされている。(地方税法294②)
 - 住民基本台帳法によって住所を認定

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条

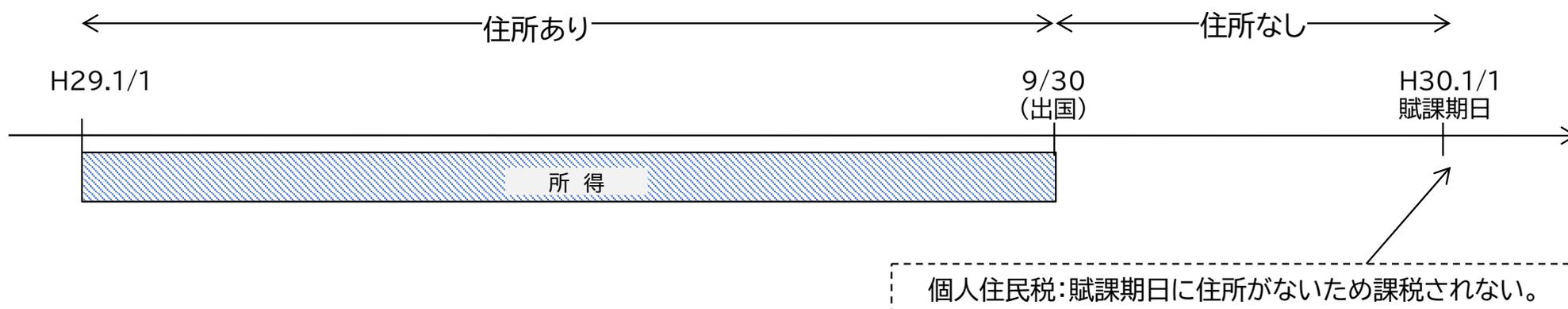
2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4～9 (略)

【ケース1】所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

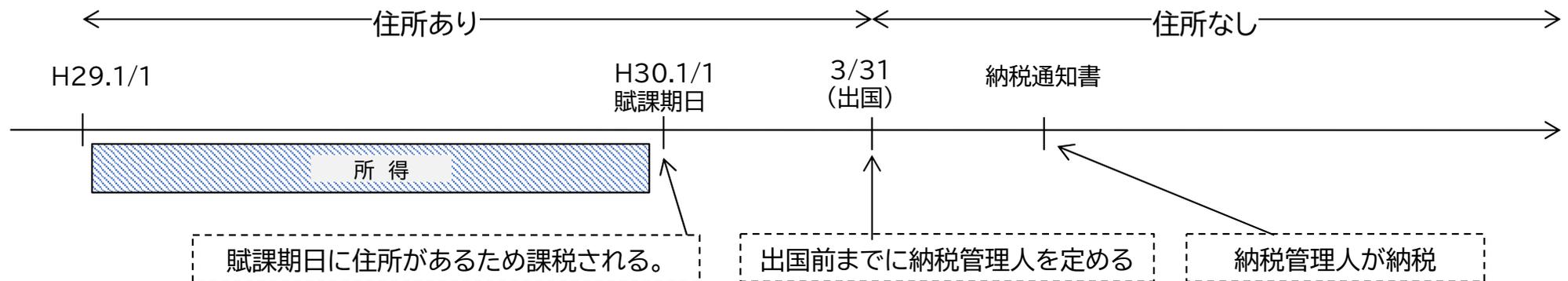
- 個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。



【ケース2】前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

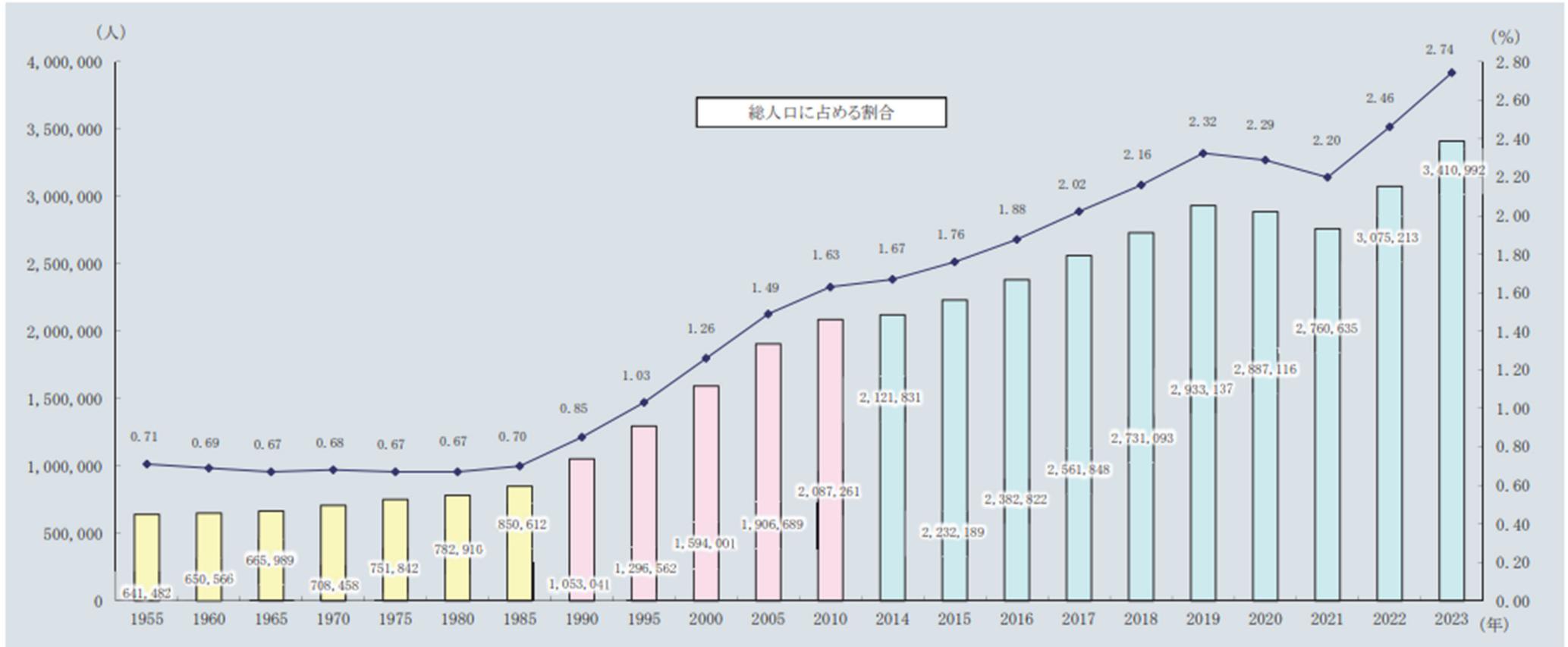
○ 国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。

→ 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。



在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

○ 在留外国人数については、近年増加傾向であり、2023年末においては、約341万人となっており、過去最高となっている。



(※1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(※2) 1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(※3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

5 共生社会の基盤整備に向けた取組

(1)現状及び課題

イ 社会制度等の知識習得のための仕組みづくり

- ・ 外国人の中には、日本の文化・習慣、税や社会保障等の社会制度に対する理解が十分でないため、意図せず公的義務を履行していなかったり、必要なサービスを楽しむことができなかったりする人も存在する。

外国人が我が国の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度を十分に理解し、習得するための仕組みづくりが重要である。

(2)具体的施策

エ 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号177》



日本で働く外国人の方へ

住民税の支払いをお忘れなく!

住民税とは?

住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば**外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金**です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
もし、支払うべき**住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。**

- ◆ 支払うべき額は、前の年の1月1日から12月31日までにもらった給料などで決まります。
- ◆ 住民税を支払うには、次の2つの方法があります。
給料からの天引き(特別徴収)…会社が、あらかじめ、給料から住民税を差し引き、市区町村役場に支払います。会社で働く人はこれが原則であり、自分で市区町村役場に住民税を支払う必要はありません。
自分での支払い(普通徴収)…毎年6月頃に、市区町村から、「住民税を支払ってください」という手紙(納付書)が届きます。この納付書と納付書に書かれている金額のお金を持って金融機関などで支払います。

こんな時、ご注意ください!

- **会社を辞めることになった場合**
特別徴収によって住民税を支払っている人が、**会社を辞めることになった場合は**、支払っていない住民税を普通徴収の方法によって支払う必要がありますが、**会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらう方法(一括徴収)もあります。**
- **日本から出国することになった場合**
日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人(納税管理人)を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

Q&A もっと知りたい!

住民税に関するQ&A

Q1 1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、必ず住民税を支払う必要がありますか?

A1 住民税の支払いは法律で定められた義務です。1月1日に日本に住んでいる人で、前の年に給料などをもらっている人であれば、原則として支払う必要があります。しかし、所得や家族の状況によっては、住民税を支払わなくてよい場合があります。また、同じ給料などに対して二重に課税しないようにするため、日本と租税条約を結んでいる国があり、留学生などで、条約で決められた条件を満たしている人は、住民税を支払わなくてよい場合があります。詳しくはお住まいの市区町村までご相談下さい。

Q2 住民税を特別徴収によって支払うか、普通徴収によって支払うかはどうすれば分かりますか?

A2 会社で働く人は、原則として特別徴収によって住民税を支払うことになります。特別徴収の対象となる人には、毎年5月31日までに、勤めている会社から、「給

Q3 一括徴収を利用したい場合はどうすればよいですか?

A3 6月1日から12月31日までの間に会社を辞める場合は、辞めた後の住民税の支払方法を選択する必要があります。一括徴収を希望する場合は、希望を会社に伝え、支払っていない住民税を給料や退職金から差し引いてもらいます。一括徴収を希望しない場合は、自動的に普通徴収になり、市区町村役場から納付書が届きますので、納付書に記載の事項に従って支払ってください。1月1日から5月31日までの間に会社を辞める場合は、自動的に一括徴収(または特別徴収)されます。

Q4 納税管理人はどのような人を選べばよいですか? また、どのようにして届け出ればよいですか?

A4 納税管理人は、自分の代わりに、納税通知書の受け取りや税金の支払いなどに関する手続きを管理してもらう人です。納税管理人に指定できる人の範囲や提出する書類などは、市区町村によって扱いが異なりますので、お住まいの市区町村までお問い合わせください。



多言語パンフレット(外国人を受け入れている事業者向け)

※4か国語対応

～外国人を雇用する事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください!

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収(年4回払い)と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国(出国)するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。



外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく!



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う方(納税管理人)を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
 - If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
 - If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
 - A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.
- 【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税!

- 住民税是报, 自1月1日起在日本居住, 并拥有一定收入的人员, 包括外国人在内, 需向所居住的市区町村缴纳税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳, 可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后, 未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除, 并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税, 需在离开前, 从居住在日本的人员中, 指定代替自己缴纳税金的纳税管理人, 并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处, 请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú!

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật Bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

<具体的な事例> (市町村からの聞き取り)

- ① 納税管理人を定めている場合の管理人の具体例
 - ・ 納税義務者の親族、知人
 - ・ 司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社 など
- ② 納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合の具体例
 - ・ 口座振替している場合
 - ・ 出国前に全額納付する場合
 - ・ 特別徴収が継続される場合 など

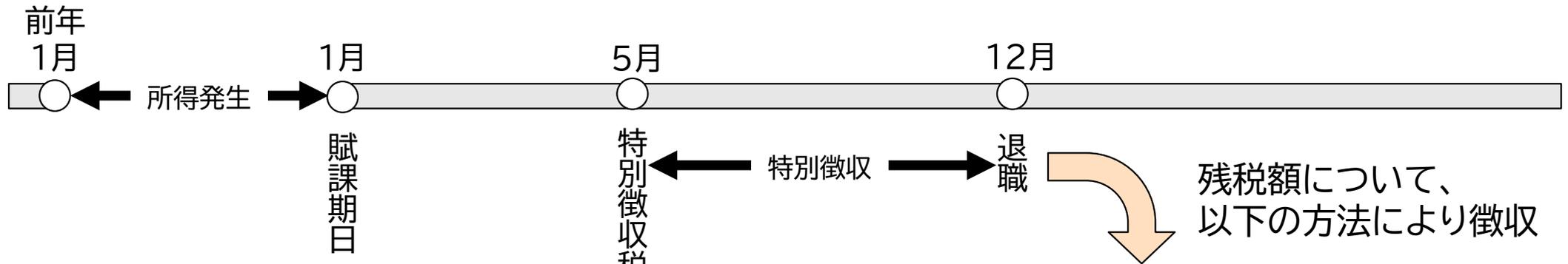
○地方税法(抄)

(市町村民税の納税管理人)

第三百条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

企業を退職等した場合の給与からの特別徴収の事務の流れ



○給与所得者異動届出書(退職後に給与支払者が市町村に提出)

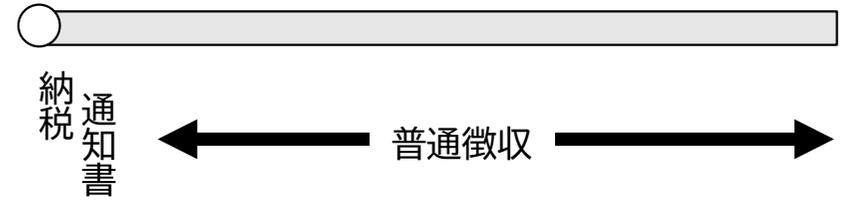
給与支払報告 特別徴収		※市町村 処理欄						
市町村長殿 平成 年 月 日提出	給与支払者 〔義務者〕 特別徴収者	住所(居所) 又は所在地	特別徴収義務者 指定番号					
		氏名又は名称	連絡先の氏名及び 所属課、係名 並びに電話番号					
		個人番号 又は法人番号	氏名 (電話番号)					
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時までの給与 支払額
受給者番号 (整理番号)	氏名	円	月から 月まで	円		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円
個人番号								
給与の支払 を受けなくな った後の住所								
新しい勤務 先の名称及 び所在地								

◎給与の支払を受けなくなった後の月別額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

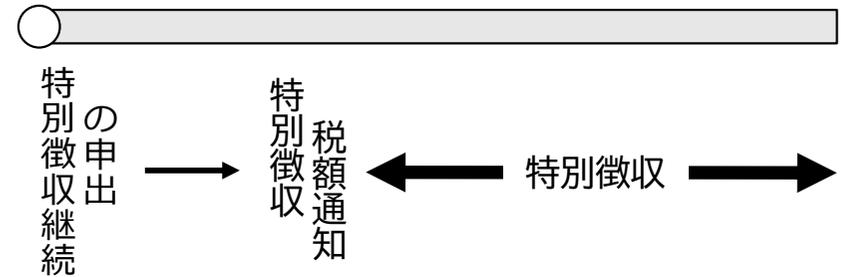
一括徴収の理由	徴収予定		※ 市町村 記入欄
1. 異動が平成 年12月31日 まで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 日	徴収予定額	
	2. 異動が平成 年1月1日 以後で、特別徴収の継続の希望 がないため	・	
異動者印	・	円	

第十八号様式(用紙日本工業規格A4)(第十条関係)

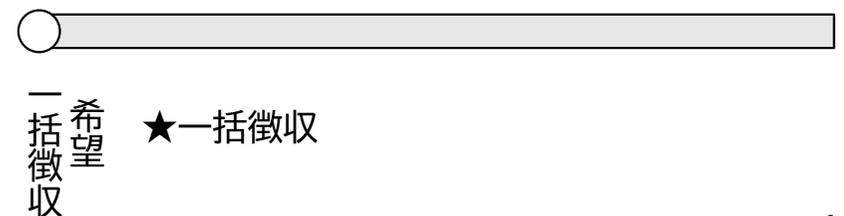
<普通徴収の場合>



<新しい勤務先において 特別徴収の継続を希望する場合>



<残税額を一括徴収する場合>



以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
- ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

○地方税法(抄)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

① 納税管理人及び一括徴収の更なる推進

賦課期日後、残税額のあるまま出国した納税義務者については、納税管理人及び一括徴収の制度が用意されている。これらについては、昨年度の検討会でも議論したところであるが、今後も制度の活用をさらに推進できないか、引き続き検討するべきである。

② 納税意識の向上のための普及啓発や納税手段の拡大

在留外国人を多く抱える団体によれば、納税意識の違いから滞納が発生する場合も多いようである。これについては、国及び地方団体の地道な取組により、「地方税を納付しなくてはならない」という意識を持っていただく必要がある。

③ 納税の実効性の確保について

現在、外国人労働者に限らず、特別徴収されている納税義務者が退職し、残税額がある場合には、通常、残税額の一括徴収、普通徴収又は新たに給与の支払をする者となった者(所得税法における源泉徴収義務者)による特別徴収の継続(納税義務者が退職後に再就職した場合で、特別徴収の継続を申出た場合のみ)により、残税額を納付することになるが、その他の方法※によっても納税の実効性を確保することを検討するべきである。

※ 検討会報告書では、【繰上徴収】や【予納】を例として挙げている。

④ 外国人労働者の出国(転出)予定日等の的確な把握等について

転出届を提出せずに出国してしまう外国人労働者も存在する。課税主体である市町村にとって、転出届以外に外国人労働者の出国(転出)予定日及び出国(転出)先を把握する手段がないのが現状である。こうしたことから、残税額についての督促状の送付や滞納処分等が適正に実施できないという問題がある。これを解決するため、関係機関間の情報連携をさらに密にするということも検討するべきではないか。

⑤ 現年課税化について

個人住民税は、賦課期日が1月1日、前年の所得に対して課されるものであるため、賦課期日後に、前年の所得に係る個人住民税を完納せずに出国する者が存在することになる。この問題については、本検討会でも毎年度検討している個人住民税の現年課税化が実現すれば解決されうるものと考えられるが、その実現には、地方団体及び企業の負担等様々な課題があり、長期的に検討する必要がある。こうしたことも踏まえ、外国人等に対する個人住民税の賦課徴収については、現年課税化の検討状況も参考にしながら進める必要がある。

(里見隆治議員(公明))

先般、行政監視委員会でも総務大臣に質問しましたが、外国人労働者が在留期間を終えて帰国した際に、翌年納付すべき住民税が未納となるケースが多発していると聞いています。これでは不公平感を助長することになりかねません。総務省では、その実態を把握できていないとのことでしたが、実態解明の上、早急に対応策を講じるべきと考えます。総務大臣のご所見をお伺いします。

(総務大臣)

最後に、出国した外国人の方の個人住民税の徴収について、質問がありました。外国人の方の中には、地方制度を含め、日本の社会制度に対する理解が十分でないため、意図せず公的義務を履行できていない方も存在していると考えております。そうした外国人の方に、地方制度を十分に理解していただくことが重要と認識しております。

そのため、引き続き、外国人の方に対する制度の周知に努めるとともに、現在、自治体の実情の把握を進めております。

その上で、ご指摘も踏まえ、必要に応じて、どのような対応策がありうるのか、徴収実務を担う自治体の意見も聞きながら、検討する必要があると考えております。

出国者(特に外国人)に係る個人住民税の調査概要

- 在留外国人数が増加傾向にある中で、特に出国者(外国人を含む)に係る個人住民税については、納税管理人制度や給与所得に係る特別徴収税額に係る一括徴収制度を活用せず、徴収が困難となる課題が生じている。
- こうした状況の中、総務省においては、出国者(外国人含む)に係る個人住民税について、まずは地方団体の実情を把握するため、すべての市区町村を対象とする調査を実施している。

<主な調査項目>

- ① 個人住民税の滞納件数、滞納税額(出国者及び出国者のうち外国人)
- ② 各制度の活用状況
 - ・ 納税管理人制度の活用件数
 - ・ 給与所得に係る特別徴収税額の一括徴収制度の活用件数
- ③ 外国人等への周知広報の取組
- ④ その他出国者に係る個人住民税についての取組

(令和7年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和7年8月26日(火) 15時30分～17時30分

2 場 所 総務省1階 低層棟102会議室

3 出席者 林座長、石田構成員、魚住構成員、加藤構成員、神山構成員、
小西構成員、齊藤構成員、坂巻構成員、宍戸構成員、末吉構成員、
鴫田構成員、藤原構成員、山口構成員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 地方税制のあり方に関する検討会における議論の状況
- (3) 個人住民税における現年課税化
- (4) 出国者等に係る個人住民税の調査等
- (5) 閉会

5 議事の経過

議題について、林座長及び総務省から説明を行い、その後意見交換が行われた。

(「地方税制のあり方に関する検討会における議論の状況」に関する主な意見等)

- ・ 新たに導入する都道府県間で調整を行う清算制度は交付金制度とは異なるものであるが、これを踏まえつつ、いつの所得データ等で清算することとするのか検討すべきではないか。
- ・ 清算の実施方法について、すべての都道府県が一の機関に納めた上で、各都道府県に対し配分する方式も考えられるのではないか。
- ・ インターネット銀行について、顧客の住所地都道府県別の預金残高を確認することはできないのか。

(「個人住民税における現年課税化」に関する主な意見等)

- ・ 応益負担の観点からみると、前年所得課税であることから受益と負担が1年ずれている状況である。現年課税化の意義として、受益と負担の一

致という点をもう少し強調すべきではないか。

- ・ 現年課税化をするかしないかの議論というよりも、いつになったら、どうなったら現年課税化できるのか、という議論をすべきではないか。
- ・ あるべき論も重要だが、一方で市町村や企業の方々においてはかなりの事務負担の増加につながる。あるべき論とは別に、実務的なメリットについてももう少し深掘りをするということも考えられるのではないか。
- ・ これまでの議論において課題は出尽くしており、現年課税化の意義も明確化しているため、マイナンバーの活用等によって現年課税化を実現していくことが考えられるのではないか。
- ・ 企業の立場からは、企業の事務負担が増える現年課税には反対である。
- ・ 企業と自治体において、現年課税化によって新たに事務が増えるだけでは納得が得られない。デジタル化も伴うことで、現年課税化した場合に、ある事務は増えるが、別の既存事務が不要となるなどの整理をし、トータルで事務負担が減るということを考えるべきではないか。
- ・ eL TAXをうまく活用していくと、資料P 1 1、1 2に記載の所得税方式、市町村精算方式において企業が行うとされている業務が、地方税共同機構や市町村に代わることも考えられるようになる可能性があるのではないか。
- ・ デジタル化が進み、ワンクリックで還付ができるような仕組み等ができれば、年末調整等に係る企業の負担が軽減し、納税義務者にとってもわかりやすいものになるのではないか。

(「出国者等に係る個人住民税の調査等」に関する主な意見等)

- ・ 企業においては、退職者について、他の市町村に転居、転出をしているのか、出国しているのか把握できていない可能性もある。企業からは、年の途中で退職した者についても給与支払報告書を提出されるものの、市町村において後から調べると、既に出国していて、連絡が取れない状態であるケースもあり、課税が困難となることがある。

- 資料P 3、4を1つに合わせると、出国する年はいつも課税されずに済むということになり得る。賦課期日が必要という点から難しい問題だが、フローに対する課税であることから、何らかの整理をする必要があるのではないか。

(以上)